

平成 2 4 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録 (第 2 日)

3 月 1 3 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午後 2 時 0 2 分 散 会

○議事日程 (第 2 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 平成 2 4 年度市政執行方針演説に
対する一般質問
 - 1. 北 市 勲 議員
 - 2. 若 山 武 信 議員

- 5 番 若 山 武 信 君
- 6 番 向 井 義 擴 君
- 7 番 太 田 常 美 君
- 8 番 菊 島 好 孝 君
- 9 番 北 市 勲 君
- 1 0 番 獅 畑 輝 明 君

○欠席議員 1 名

- 1 番 大 道 晃 利 君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 平成 2 4 年度市政執行方針演説に
対する一般質問

○説 明 員

- 市 長 高 尾 弘 明 君
- 教育委員会委員長 田 口 敏 弘 君
- 監 査 委 員 小 椋 克 己 君
- 選挙管理委員会
委 員 長 壽 崎 光 吉 君
- 農業委員会会長 野 村 繁 君

- 副 市 長 浅 水 忠 男 君
- 総 務 課 長 町 田 秀 一 君
- 企 画 財 政 課 長 伊 藤 寿 雄 君
- 税 務 課 長 栗 山 滋 之 君
- 市 民 生 活 課 長 片 山 敬 康 君
- 社 会 福 祉 課 長 永 川 郁 郎 君
- 介 護 健 康 推 進 課 長 齊 藤 幸 英 君
- 商 工 労 政 観 光 課 長 伊 藤 嘉 悦 君
- 農 政 課 長 菊 島 美 時 君
- 建 設 課 長 熊 谷 敦 君
- 上 下 水 道 課 長 横 岡 孝 一 君
- 会 計 管 理 者 保 田 隆 二 君
- 消 防 長 中 村 高 庸 君
- 市立赤平総合病院
事 務 長 實 吉 俊 介 君

順序	議 席 番 号	氏 名	件 名
1	9	北 市 勲	1. 市政執行方針について 2. 教育行政執行方針について
2	5	若 山 武 信	1. 市政執行方針について 2. 教育行政執行方針について

○出席議員 9 名

- 2 番 五十嵐 美 知 君
- 3 番 植 村 真 美 君
- 4 番 竹 村 恵 一 君

教育 委員会	教育長	渡邊敏雄君
”	学校教育 課長	相原弘幸君
”	社会教育 課長	吉村春義君
監査事務局	局長	下村信磁君
選挙管理委員会 事務局	局長	町田秀一君
農業委員会 事務局	局長	菊島美時君

○本会議事務従事者

議会議務局	局長	大橋一君
”	総務議事 担当主幹	野呂律子君
”	総務議事 係長	渡邊敏一君

(午前10時00分 開 議)

○議長(獅畑輝明君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、4番竹村議員、5番若山議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は大道議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 平成24年度市政執行方針演説に対する一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、議席番号9番、北市勲君。

○9番(北市勲君) [登壇] 新政クラブを代表いたしまして、通告に従い、市政執行方針及び教育行政執行方針について質問いたします。ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

大綱1、市政執行方針について。平成24年度は、赤平市が有史以来の財政危機を乗り越えられる、このような状況になり、これまでの厳しい経験を生かし、行財政を効率的、効果的に運営をするため、第5次赤平市総合計画の実現に向け、創意工夫とスピード感を持って展開すると。また、自己責任と協力し合える調和のとれた社会の実現につなげる、いわゆるまちの再生元年と位置づけしての所信表明をされました。私は、この市長の所信表明については共感する一人でもございます。

そこで、質問させていただきますが、①、行財政改革について、市民への還元を軽自動車税にした根拠はどのようなところにあるのか。平成18年に財政再建とまちづくり再生をテーマとして、平成23年度までの5年間を計画としてあかびらスクラムプランを完成させ、協働のまちづくりをスタートいたしました。そのプランの中には受益者負担の適正化による歳入の確保として、入湯税の創設、都市計画税、軽自動車税の税率の引き上げ、社会教育、体育施設及び上下水道、住宅、保育料等の使用料の見直しと大変多くの項目にわたって市民に協力を求めました。この5年間の間に赤平市は、空知産炭地域総合発展基金の一括償還や地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により大変な危機的な状況になりましたが、市民、行政、議会が一体となり、行政改革に取り組み、最悪な状況は回避でき、今日に至っております。平成24年度において軽自動車税をもとの税率に戻す政策を提案されておりますが、これについては市民は明るい政策として受け入れられると思っております。なぜこの軽自動車税の税率が還元の対象になったのか、その経過についてお聞かせいただきたいと思っております。

また、今後今までたくさんの協力いただいた項目につきまして、税率をもとに戻したり、使用料の引き下げについてはどのように考えておられるのか、この辺のことも含めてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) 市長。

○市長(高尾弘明君) 最初に、市民への還元ということで軽自動車税を改正する根拠ということですが、これまで市民の皆様方にはさまざまな行財政改革にご協力を賜ってまいりましたが、既にご案内のように病院事業会計の不良債務が全額解消される、こういう見込みとなったことによりましておかげさまで当市の危機的な財政状況が回避されると、こういう見通しとなってまいりました。これまでも既に町内会に対する行政事務謝金の復活、あるいはコミュニティ活動助成の新設、またがん検診や

ワクチン接種費用の本人負担の軽減など、地域や住民の方々に対する施策を講じてまいりましたが、今年24年度におきましては軽自動車税につきましての税率改正を予定しておりますが、平成18年度に軽自動車税につきましては標準税率の1.2倍に改正をさせていただき、20年度に1.5倍にということさらさら改正をさせていただいた経過がございますが、こうした中で特に昨年の住民懇談会の中におきましても財政が少し見通しが立ってきたということで軽自動車税については下げられないのかと、こういう地域要望があったというのも事実でございます。さらに私どもとしてはこうした意見も参考にしながら検討した結果、財政面から見ましても軽自動車税の標準税率の1.2倍までの回復は十分やっても可能であると、こういう判断をして、今回改正提案をさせていただいた次第でございます。

使用料等のお話もございましたが、公営住宅使用料あるいは上下水道使用料等につきましては、これはやはり受益者負担の原則に基づく範疇ということで考えておりますので、ご理解をいただいております。ただ、市税でまだ標準税率を超えているものもございまして、引き続きこれからの山は越したといえども課題でございますので、今後の財政状況を十分見ながら、残された課題については引き続き検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕ありがとうございます。たくさん項目の中からこれを選んだと。実は、私は何回かこの議会でもって水道料等について市民に還元したらどうかというお話をした記憶がありますが、今市長さんのお話のように企業会計ということの中で難しいことであると、そういうことで理解はしてはしておりましたが、このたびの軽自動車税については税率を1.2に下げたことによって得る市民の利益は500万円弱と、こういうような金額になるわけですが、いわゆる市民への還元というの

は、これは私の考えですが、一番大きく影響のあるところから直していくのが財政に余裕ある中で考えるべきでないかと、このように思っております。実は、今ほどお話ありました各種税率の中で都市計画税、これはたしか0.1%増額したわけですが、この0.1%を仮に今年度の予算の中で見ればおよそ1,800万円、土地と建物の所有者に対する都市計画税ということで3,633名の市民がその還元にあずかると。そういう意味では、私はこの大きなところから手をつけるべきでないのかなと。今の答弁の中にも、では来年以降どうするのだと。財政を見ながら考えるということでは、では財政がよくならなければいけないのかと。そんなことにならないわけで、私はやはりこの辺についてももう少し具体的なお話をさせていただきたいと、このように思いますが、いかがでしょう。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 都市計画税の引き下げのお話もございましたが、全道市の率も参考にしながら、検討の中ではそういう見方もしております。都市計画税については確かに標準税率を上回った0.3というふうにしてはおりますが、全道的なこれはあくまでも町村抜いた都市の傾向ですが、都市計画税についてはやはり超過税率を採用しているほうが多いというのが各都市の実態でございます。したがって、これについても、今1,800万ということでございまして、1,800万弱です、戻せば。私ども税務課の試算ではそういう数字をもらっておりますが、そういう当市の財政見通し、現状、さらに全道都市との税率の比較、こういう面からも今回につきましては都市計画税については見合わせていただいていると。これは、どちらにしても検討課題とはなっておりますが、やはり私が前から申し上げているように例えば負担上がったからそれをすべて返さなければいけないかどうか。先ほど言ったように使用料等についてはあくまでも受益者負担ですから、水道は予算見てわかるように収益の差が500万しかございせんので、もしこれを下げれば当然赤字というふう

になってまいりますので、これはなかなか。したがって、年々やはり変化をしてきている要素もございますので、十分経過を見ながら、ある面では検討せざるを得ない課題だということでございますので、都市計画税については他都市においても超過を採用しているのが多いと、こういうこともありまして今回については見合わせたということでございます。

いずれにいたしましても、また今後状況を見ながら、検討課題となっておりますので、引き続き検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 おおむね理解をいたしましたけれども、この都市計画税につきましては先ほど申し上げました。やはり金額的には大きな数字に当たります。ですけれども、市民への還元という意味では優先順位をどこに置くのかと、どこにスタンスを置くのかと、このことがやっぱりきちっとしていないと、安いところから手をつけるというのではなく、私に言わせれば大変厳しいところから手をつけるべきだと。そうすることによって市民の信頼を得ることもできる、そう思っております。ぜひ来年以降も市民還元という立場の中で返せるものは返していくと。これは、スクラムプランでは23年度までの5年間とうたっています。ただ、その間に、先ほど申し上げました空知産炭地基金の一括償還や再生団体に入るか、入らないかという非常に厳しい状況がありましたこともよく理解しております。しかし、こういう形で再生団体を回避した後にこういう明るい話があるのですよということをもっと大きく出していただきたいと。これは私どもの希望でございます。ぜひともよろしく願いいたします。

次に、②の公共施設のあり方についてお尋ねをいたします。ア、人口に見合った市民交流施設とは、ということでお聞きいたします。市民が文化活動やスポーツ、これらに積極的に参加することは市民の生きがいだとか、それからまちの活性化につながり、大変素晴らしいことであると日ごろ思っております。赤平市は、財政健全化計画に沿って施設の

利用や建物の老朽化をかんがみて、平成19年度から多くの施設を休廃止してまいりました。公民館、文化会館、スポーツセンター、勤労青少年ホームなど類似施設の休止や統廃合を実施してまいりました。これらの施設の休止や統廃合については、私は赤平市の人口が目標人口を下回っている現状において財政を効率的、効果的な運営をする上では大変正しい判断であったと理解をしているつもりでございます。現在は交流センターみらい、東公民館、コミュニティセンター、総合体育館、ふれあいホールなどの施設がありますが、赤平市の現在の人口1万2,000人強です。それから5年、10年後に赤平市の推定人口もずれております。このような状況の中で、一体赤平市にはどの程度の施設があればいいのかと、このことについて考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 公共施設のあり方に関する市としての基本方針でございますが、行財政改革推進本部、行政内でございますが、行財政改革推進本部に設置をされております公共施設改革専門部会を中心にこれまで人口規模に見合った施設配置どうあるべきか、あるいは類似施設はできるだけ統合すると。ただ、唯一1つしかない施設は可能な限り残すと、こういうようなことを基本的な考え方といたしまして管理運営に関する経費、あるいは今後予想されます補修費等も検討材料に加えながら、平成20年に公共施設改革方針案を作成をいたしまして、行財政改革推進本部で承認した上で本方針に基づいて改革を推進してきたということでございます。

そこで、人口に見合った市民交流施設はというご質問でございますが、市民要望あるいは社会情勢の変化もございます。したがって、一概にやはり人口幾らだから施設は幾らというのはなかなか定めることは難しいのではないかと考えています。ただ、赤平ぐらいの規模でありますので、類似施設を数多く持つというのは非常に非効率的だということはあると思いますが、一概に計算で出るものではござい

ませんし、その地域の実情というのも当然関連してくると思いますので、多くは必要とはしませんけれども、単純にやはり人口だけでというのはなかなか難しいのではないかと思います。市民要望に関しましては、すべてにおこたえするというのは私どもとしては困難なことでありますが、しかしさまざまな視点から、また財政状況を含めて判断をしてみなければならないと思います。

また、最近私どもとして検討しなければならないなど思っているのは、昨年、ちょうど1年たちましたが、東日本大震災によりまして防災対応という改めて大変大きな課題を突きつけられておりまして、赤平におきましても市内における避難施設がどうあるべきか、大変そういう面では今言った公共施設が関連してくるということでございます。財政の効率化だけで申し上げれば、先ほど申し上げましたように施設数はやはり少ないほうが当然いいわけですが、今般小中学校の適正配置も進めてまいらなければなりません、当然学校として使われなくなる、学校数が減ってまいります。そうしたことによって避難施設に指定されている学校が、地域によってはそうした大きい施設がなくなってしまうと。これは、私は消防とも話ししておりますが、大変厳しいことでございます。したがって、こうした避難施設としての機能を含めた緊急的要素、あるいは日常的な使用のあり方などをどう整理したらいいのか、新たな課題も含めて私どもとしては難しい課題を抱えております。こうしたことを含めながら、公共施設改革専門部会を中心に、さらに遊休公共施設もたくさんございますので、これをどうするかという課題もございますので、あわせてこの公共施設改革専門部会で課題整理を行い、検討しているというところでございますので、ぜひまたいろんなご意見をいただければいいかと思います。新しい要素もありますし、少ないほうがいいわけですが、さまざまな時代変化ということもございますので、十分そういうことを含めながらやはり検討していく必要があるかなというふうに思っております。よろ

しくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。震災にかかわる避難場所ということも含めて考えなければならぬというお話でしたけれども、単純に市民活動の状況を見ますと、この19年度以降いわゆる市民活動が低下したようには私の見る目では感じていないのです。そういう意味で今ある施設で十分でないのかなと思ったりもしておりますが、いずれにしてもこの市役所内部に公共施設専門部会があります。今市長さんがおっしゃられたように遊休施設含めて、避難施設も含めてもう少し議論を深めていただきたいなど、このように思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

次に移ります。③、エルム高原の活性化について。ア、イベント開催の具体的な計画はと、これについてお尋ねをいたします。エルム高原につきましては、私ども何度かこの議会で議論を重ねてまいりました。エルム高原が開設以来毎年利用者が減ってきているという中で、たまたま22年度はたしか人数で925人と今までないぐらいの多くの方々が利用されてふえてきたと。そういう意味ではうれしい限りなのですが、いずれにしても私どもはエルム高原をもっと活性化していただきたい、こういうことでお願いをまいりました。このたびの市長所信表明の中にも既存の施設を生かして自然にあふれるイベントを開催し、利用者の確保に努めたいと、このように力強く述べられておりますが、今までの市政所信表明を見ますと徹底したサービスにより集客拡大を図りたいですとか、施設料金の割引をしたり、イベント開催の企画構想を提案するとか、ハード並びにソフト事業からの活性化を計画を作成すると、このように大変希望の持てるような表明がされましたが、私としては今までにそのような具体的な企画、計画が示されたかどうかは非常に疑問に感じている一人でもございます。エルム高原には私どもが自慢できるすばらしい自然がたくさんあります。ことしこそぜひ市長の所信表明に書いてありますようにイベントの

企画を立てて、市民に示し、そして実践していただきたいと、このように思う一人でもございますが、これについて市長さんの考えあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） エルム高原の活性化については、たびたびご心配をいただき、またご提案をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。なかなかその努力が見られないといったことでございますが、施設面におきましては補修中心であります。水の問題、あるいは施設の改善については継続して、しかもかなり年数がたって、私も地域の新年会あるいは老人クラブ等行きまして、外観見ても相当傷んできていますし、玄関の床がぼこぼこ音がするだとか、そういう面ではやはりかなり計画的に補修費をかけていかなければならないと。こういう面ではやはり施設整備をしていきたいと思っています。24年度もそういう施設補修中心であります。拡張というのはなかなか施設面からこれは難しいわけですが、施設的にはそういう努力をしていきたいと思っています。

何といってもやはり私はエルム高原の特徴は自然ということだと思います。にぎやかなことは結構ですが、いつも真夏のキャンプ場が満杯になるような、一時的にはいいのですが、ああいうことは私個人としては余り好まない。自然の中で、あそこに行けばゆったりできるというのが私はやはりエルム高原の持ち味ではないかと思ひますし、活性化というのはしからば何なのかということをお自身も問い直していますし、いつも公社の社長ともいろいろと意見交換をして、新年度以降引き続き定期的に協議しよう。非常に油も高騰して経営的に厳しくなっています。3年間の指定管理の契約は結びましたが、非常に厳しくなっていますと、この油の高騰で深刻な状態にもなっています。こういうことでありますので、今後どうしたらいいのか協議しようやと、こういうような話も社長とも過日していることでありまして、その中でイベントについても協議を

いたしました。やれば正直言ってお金がかかります。何年か前にやったことがあります。やはり場所が遠くて、シャトルバスでも出さなければなかなか来ていただけないというのが特に高齢の方は、そういうような地理的な条件もございまして、活性化とは何なのか。人がたくさん来ればそれでいいのかわか。私は、人たくさん来て、同時にやはり収益が上がらなければ、温泉に入っていたかなければならない。ケビンをご利用いただかなければならない。オートキャンプ場を使っていたかなければ本当の意味のある事業としての経営は大変厳しいわけでありまして、ただ単に、言葉悪いのですが、イベントでやってさっと帰るということであれば、私も今まで見てもほとんどお風呂に入らないで帰ってしまいます、当たり前のことなのですが。したがって、そういう意味も含めてやはり私は来ていただいて、帰っていただくのも結構です。それといたにそういう有料施設を利用していただくかと。ディズニーランドは入園料払いますから、人たくさん来れば来るほど結構ですが、入園料というのはございせんので、そういった意味でイベントをやればやはりそれなりのコストがかかるということでございますので、経営面では痛しかゆしというものもあるのも現実でございます。しかし、私どもも口コミでいろいろやっております。流先生の除幕式に札幌からバスで来ます。ことしも恐らく今のところこの前聞きましたら80名は来ると言っておりますので、すばらしいというふうに言っております。したがって、私たちはそういう人たちに札幌で口コミで宣伝をしてほしいと、パンフレット持って帰ってまいります。そういうようなことで徐々に広めて、地道なやはり取り組みが必要ではないかと思ひます。

そうした中で、目新しいものではないかもしれませんが、ユズ湯というのは大変好評のようでして、これはぜひ継続をしたいと思ひますし、やはり高齢者の保養事業もやっておりますので、歌謡ショー、これも地味なものですけれども、結構やはり来ていただけるということでありますので、こういう一つ

一つのことを積み上げて、旅行村、温泉のお客さんを固定する、ふやしていく、こういう地道な取り組みも必要だと思いますし、先ほどこちと触れました流先生の作品ですが、こしは3体寄贈いただくということで昨年から既に決まっております。予算もちよっと多額になって、あれはあくまでも設置費用でございまして、既に日程も決めて、場所はちょうどこしは下に1カ所とローンスタジアム、あの上には2体ということでもう既に昨年先生と場所を決めておりますので、6月9日に除幕式も予定しております。除幕式は私ども中心に実行委員会でやりますが、そのほか流先生の応援隊がございまして、そこは私どもとは直接ではないのですが、いろいろ計画している中ではひょっとしたらあのスタジアムを使ったものになるかも、これはわかりません。そんなことで、そういうこともぜひ企画したいと思いませんし、それとこれも地味な取り組みであります、あそこの管理棟のラウンジで年2回赤平の四季という写真展やっているようではありますが、こしは隔月、できるだけ回数もふやしていきたいと、こんなことも聞いておりますし、また今回条例提案もさせていただきますが、生活環境保全林、生環林ということで今度は市の管理に移行されますので、非常に森林浴等にも最適な場所でございますし、やはり子供たちが自然に触れ合うという場所としても最適でありますので、これの活用についてももっともっと考えていく必要があると思いませんし、また冬期間では健康志向もございまして公社のほうでは冬期間のノルディックウォーキング、こんなことも考えているようでございます。いずれにしても、エルム高原の特徴は何といても自然でありますので、いろいろホームページのアクセスも非常に多いようであります。ホームページも活用しながら、またイベント、去年札幌の地下街できたところ、あそこ行ってPRもしてまいりましたが、ぜひPRを強化し、少しでもやはり多くの方にご利用いただけるように努力をしたいと思いません。

先ほど申し上げましたようにさらにどうしたらいい

いかももっと突っ込んで協議をしようと、こういうふうにも社長ともいろいろと意見交換しておりますので、もう少し時間をかしていただきたいなというふうに思います。努力をさせていただきたいと思えますので、今後ともご指導よろしくお願ひいたします。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 努力していきたいということなので、ぜひお願ひしたいのですが、今まであそこ開設以来全体的にやっぱり時代の流れもあるのでしょう。なかなか人が集まりづらいということもある、近隣のああいった温浴施設でも人の出入りが少なくなってきたというようなことがありますので、余計にやっぱりほか以上の努力しなければ、そういった意味での確保ができないということも十分考えられます。そういう意味で、今市長さんおっしゃられたいろんな細かい計画のお話ありましたが、ぜひそういうことを含めて、まず第一にあそこに人を集めるのだと。今お話の中に経営のこともありました。いずれにしても、あそこに人が集まらなければ経営も成り立たないと。ただ、おふろに入らないで帰る人もいるでしょう。しかし、そのうちの何%は入るかもしれないと。こういうことがやっぱり経済活性につながっていくのではないかな、山の活性化につながっていくのではないかなと思いません。ぜひあのエルム高原のすばらしい自然を生かしたそういった企画を出していただきたい。

また、赤平市にはいろいろと奉仕団体もあります。もう少し私はそういった奉仕団体やそういった活性化のためにまちにある組織をもっと活用できないかと。そういう意味での行政がもう少し指定管理者になっている振興公社にアドバイスすることも必要ではないかと私は思っています。それについて何か考えがあればお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 北市議員とそんなに私は考え方が全然違っていると思っていないのですが、なかなか思うようにいっていないというのが現実だと

思います。歯がゆいということだと思のですが、なかなか正直言ってこれをやれば、決定的なものがないというのも非常に苦しいところでありまして、それとイベントをやればやるほどやはり汚い話コストがかかるということもございますので、なかなかやっぱり大きな予算もかけにくいというのも現実でございます。とはいいいながらやはり先ほども申し上げているようにすばらしい自然、国道からほんのわずかな距離でまるっきり変わるああいうことって私は立地的にも非常にすばらしいと思います。そういう意味ではあそこに鈴木さんも途中にアトリエを建設しましたので、いずれいろんな構想もあるようですが、徐々に注目をされ、また鈴木さん自身が何か動き出すかもしれません。これは長い目で、余り私どもが求めるのではなくて、自由にひとつ活動いただいて、そのことが生きてくればなという願い、期待も持っておりますし、民間の奉仕団体というお話もございましたが、ぜひいろんな中で民間の中であそこで活用していただけるのであれば行政も、また指定管理を受けている公社もこれは大いに歓迎することだと思いますので、その辺についても情報があればまたお聞かせをいただきたいと思ひますし、私自身もやはりそういう努力はしていかなければならないと思ひます。

貴重な施設でありますし、以前の市のいろんな住民懇談会の中でもあそこは大変貴重な施設だよという市民の方々の意見をいただいておりますので、やはり大事に、そして赤平を代表する人の呼べる施設でありますので、そういう意味では今後とも大事にし、また一人でも多くの方がご利用いただけるように努力をさせていただきたいと思ひます。

参考になりますが、向かいにある元気の丘、あそこにもとの温泉やったときに菊地社長の絵を展示し、その半分にアイヌのかなり重鎮の方だそうですが、木彫りを展示すると。外にはトーテムポール2本ぐらい去年から立ち上がっていますが、そんなような木彫り館みたいのもやりたいという菊地社長さんの構想も伺っておりますし、そういう相乗効果といい

ますか、そこに彫刻の流先生の文化作品、いろんな角度から、彫刻見る方もいるかもしらぬ、木彫り見る方もいるかもしらぬ、温泉入る、そういうことでトータルでたくさんの方が来ていただけるという形で今後とも努力をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございました。一朝一夕になる話ではないことも十分わかっていて質問させていただいておりますけれども、いずれにしても大事な財産です。私どもが育てなくてはけません。そういう意味でこれからの充実に期待をいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

続きまして、4番目に移ります。農業について、耕作放棄地の現状と農地集積対策についてお尋ねをいたします。農業とは、市長さんの所信表明にもありますけれども、安全、安心で良質な食料の安定した供給をすることと環境保全という多面的な要素を持っております。そこで、赤平市は、農業を守るために後継者に対して農業研修や農業技術を習得するための費用を助成するといういわゆる農業後継者サポート事業を実施しております。しかし、全国的に見ますと今進みつつある耕作放棄地について赤平市は一体どのようなになっているのか、その赤平市の現状について教えていただきたいと思ひます。

また、農水省は、農地集積対策として営農意欲のある農家の規模拡大と耕作放棄地の解消、生産コストの引き下げと、こういう目的で後押しする制度が新年度より始まります。こうした農水省の農地流動化計画を確実にするために農地の賃貸の計画を示す人・農地プランの作成が今市町村に求められておりますが、赤平市は一体どのような状況になっているのかお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 耕作放棄地でございますが、現在市内の農業者人口のうち60歳以上の方が占める割合は60%を超えておりまして、農業者の高齢化と

後継者不足によりまして今後耕作放棄地がさらに増加することが考えられます。

そこで、現状であります、平成21年度に実施をいたしました現地調査であります、実際の土地の状況から見て現状で耕作できないということで市あるいは農業委員会が判断した土地、21年度であります、集計した耕作放棄地は9.1ヘクタールと、こういう面積でございました。そのために耕作放棄地を所有しております地権者と農業委員会が協議した結果、耕作放棄地の再生利用計画に基づき耕作される方を探すためにJAたきかわに委任をして作業を行っていただいた結果、平成22年度には9.1ヘクタールでありましたが、4.1ヘクタールの耕作放棄地が解消されたというふうになっております。ただ、今年度、平成23年度であります、農地集積のため23年度は農業委員会が中心となりまして所有者に対する指導、通知、勧告といったことを進めてまいりましたが、残念ながら23年度は解消はなかったと、こういうふうに向っているところでございます。

そこで、今後の問題であります、今後は人・農地プランというそうで、私はまだ不勉強でよく中身は承知していませんが、地域の農業マスタープランというものだそうでございます。内容については、集積に協力する農業者には協力金を配分するとの内容だそうでございますが、これについてはまだ詳細が、おおよそは示されているようではありますが、まだちょっと解明点も含めまして不明な点もあるようではありますが、いずれにしてもこれから取り組まなければならぬと、こんなことになっておりますので、まだ十分進んでおりませんが、そういうプランはやっぱり今後必要になってくるということでございます。

若干減りましたが、まだ残っているという現状でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。耕作放棄地、やっぱり農地が荒れれば国土が荒れるわけで、特に日本の農業、特に北海道、今T

P P問題等で農業の改革が叫ばれております。国際競争に勝つには何が必要か。やはり規模を拡大して生産コストを下げることであろうと、そう言われておりますけれども、そういう意味からいくと農水省が進めようとする人・農地プランについてはそれなりの意味があるのではないかと考えているのですが、特に北海道は進んでいないという話を聞いております。それは、今赤平市は60歳以上が60%、北海道は高いのですが、そんなことでなかなか賃貸という条件をクリアできない。北海道は、往々にして賃貸でなくて売買で移っていくと。21年から22年度にかけて若干の解消されたとはいえ、やはりなかなか進まない。こういう状況ではなかなかT P P問題も正面から議論しづらいのではないかなという感じもしないわけでもありません。そんなことで、農業というのは我々が生きていく上での基幹産業の一つです。ぜひこういった耕作放棄地がなくなるような対策を市長さんとしても考えていかなければならぬだろうと思っていますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次にまいります。⑤、地域医療の充実について、ア、麻酔科、整形外科医師確保のめどはと、これについてお尋ねをいたします。赤平市の医療の中核となる市立病院は、市民の命と健康を守り、安全、安心な暮らしを確実にする大変大事な施設でもあります。近年医師不足の影響で年々規模を縮小してまいりました。平成21年度からスタートいたしました経営健全化計画は、多くの市民の協力と診療報酬収益を目標を上回る市立病院職員の努力と、それから一般会計からの繰り入れにより平成23年度決算において不良債務を全額解消する見込みであるとのことで、次の目標に向かって、いわゆる病棟改築に向けて本格的に検討ができると喜んでおります。しかし、病院の経営というのはまだまだ厳しいところがございます。医師確保につきましても、少なくとも現状の診療科、救急体制を維持するだけの医師は確保しなければならず、引き続き医師確保には全力を傾けていきたいと、このように思っております。

そこで、今回麻酔科医師の大学からの派遣中止が報告されました。一瞬私ども病院の経営健全化計画を見直しをしなければならないのかなとちょっと心配をしましたが、数日後従来どおり医師の派遣が受けられるということを新聞報道で知りました。ちょっと安堵した次第でございます。そこで、この一連の麻酔科医師の派遣中止と、それから他病院からの協力を得られるという話については若干の説明をしていただきたい、そのように思っております。

さらに、整形外科医師の常勤医師の確保の件でございますが、数年医師の派遣をなかなか得られないという中で病院側も大変努力をしているのは聞いておりますが、これについても現状どのようになっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 初めに、新年度に向けての医師確保の状況でございますが、特別委員会でも報告されているかと思っておりますが、内科医につきましては3月に1名退職をされますが、4月から新たに2名の医師に勤務いただくこととなりました。そのうち1名は、これまで当病院にお勤めをいただいていた先生であり、もう一名につきましては足寄からご家族で赤平に移住をされるということとなっております。外科医につきましては、大学から派遣をいただいている医師のほかに今まで臨床研修医でありました医師が引き続き3年目当院に勤務いただくということで進んでいるところでございます。

ご質問いただきました先般新聞報道もされました麻酔科医の派遣停止についての経緯でございますが、2月中旬に札幌医大の麻酔科の医局から病院のほうに3月いっぱい14名の医局員が医局を離れることになったと。したがって、新年度から週1回の派遣ができなくなる、こうした旨のご連絡をいただきました。早速翌日院長、副院長が飛んでいきまして、大学の麻酔科の先生にお会いをいたしまして、これまでのお礼と同時にいろいろご相談をさせていただきましたが、残念ながらやはり医局としての厳しい

現状を再度お話をいただいたということでございます。その後、札幌医大の麻酔科から常勤派遣されておりますお隣の滝川市立病院のほうといろいろと麻酔科医の派遣についてお願いをし、相談をさせていただき、また大学医局からのお口添えもいただきながら進めてまいりましたが、その結果4月から滝川市立病院から麻酔科医を派遣、もとは札幌ということになります。そういうことで滝川に医大のほうから何名かの常勤医の麻酔医を出しているということで、そちらのほうから派遣をいただくということでご了解をいただいたところでございます。

それから、整形外科の関係でございますが、整形外科の外来につきましては現在すべての診療を非常勤、出張医にて対応させていただいておりますが、年度がわりということもございまして医師の入れかわりはございますが、新たな出張医が確保されたということでございます。なおかつこれまで月に三、四回整形外科の外来休診日ございましたが、新年度はすべての曜日が埋まるということでございますので、平日の外来診療の休診はなくなったということで、そういう意味では毎日外来できる体制は確保できたということでは一歩前進できたかなと思っております。しかし、入院患者さん等のことを考えればやはり整形外科の固定医が必要でありますし、これについてはまだ確保できておりませんので、引き続き整形外科の常勤の医師の確保には努力をしていかなければならないということでございます。これが現状ということでご了解いただきたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君） [登壇] ありがとうございます。隣の病院から麻酔科のドクターが来ていただける、大変ありがたいことで、ただ、今までもそのようなのですが、緊急を要する手術についてはなかなか麻酔医がいなくてできないところありますけれども、今度もやっぱり緊急はなかなか対応できないだろうと、そんな感じはしております。ただ、今までは毎週たしか木曜日に麻酔科の医師が赤平の市立病院に大学から来ていたのだけれども、今度は何

曜日になるのかちょっとわかっておりませんが、これは後ほどまたお聞きいたしたいと思います。

それと、何よりもうれしいのは整形外科が外来診察の休診日がなくなるということ、これは市民にとって大変ありがたい話で、いろいろと患者さんの口から整形の休診があるというのは非常に不便だよという話は聞いているので、その辺の解消になるのかなと喜んでおります。大変市長さんあるいは病院の職員の皆さんにご苦労さんとお礼を申し上げたいと思います。

次に、この医療技術者のスキルアップの取り組みについてお尋ねをいたします。日進月歩の医療について医療技術者のスキルアップは、特に医師に対するスキルアップは大変重要なことであると思っております。特に中央から離れて勤務する医師にとっては、新しい技術や研究におくれたくないという思いは、その思いが地方病院の勤務を鈍らせる、いわゆる医師不足を招いている一因の一つであろうと、このようにも思っておりますし、新人研修医の統計にもやはりすぐ研修ができる近くの病院を一番希望するのだと、そういうこともあります。そういうことで、赤平市立病院も毎年研究研修費を計上しておりますが、十分に利用されているとは思われませんので、市立病院が医師及び医療技術者に対するスキルアップに対してどのような取り組みをされているのか、それについてお知らせいたしたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 医師も含めました医療技術者のスキルアップについてでございますが、院長、副院長、それから診療部長につきましては正直なかなかやはり研修する時間がとれないというのが実情でございますが、研修医を含む若い医師につきましては入院あるいは外来診療の状況を見ながら、それぞれ必要に応じて学会等研修会には参加いただいているというふうに向っております。また、医療技術者に関してでございますが、経営健全化計画による職員の適正配置を進めてきた中で、やはり過去に比べ研修に参加することがなかなか厳しい状況にはご

ざいですが、職場内で工夫しながら参加いただいているということでございます。

今後も、医療技術は日進月歩でありまして、勉強はやはり必要だと思っております。技術向上に向けた研修につきましては、予算あるいは職場、現場の許せる範囲でできる限り参加をしてみたいというふうを考えておりますので、なかなか歯切れはよくありませんけれども、できる限りのひとつ努力はさせていただきますたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君） [登壇] ぜひお医者さん、医療技術者のスキルアップはやっていただきたい。これが赤平市に、市立病院に定着していただける一つの要因だろうとも思っておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

次にまいります。⑥、高齢者福祉について、ア、成年後見の現状と今後の対応についてお尋ねをいたします。このたびの市長の施政方針の中には高齢者が一人でも安心して生活できるよう環境整備を進めながら支援体制を構築して、交流や活動ができる環境づくりに努めると述べられておりますが、さらに介護老人福祉施設の増床にも助成をされると。これらの政策については大いに賛成をいたしております。特に介護老人福祉施設の増床については、高齢者のQOLを高め、さらに家族の負担も少なくなり、高齢化が進むこのまちにとっては大変すばらしい政策であると高く評価もしております。

そこで、所信表明の中では触れておりませんが、高齢者福祉の一環として成年後見についてお尋ねいたします。ご存じのように成年後見とは、認知症、知的障害、精神障害などで自分の財産管理や財産処分などができなくなる、いわゆる判断能力が不十分な方々を保護し、支援する仕組みでございます。本年4月より老人福祉法の改正により市町村がこの後見等にかかわる体制の整備によりこの支援する人材の育成と研修に努めなければならないと、このようにうたわれております。そこで、赤平市はこ

の成年後見についてどのような現状になっていて、今後どのような対応をしようとするのか、これについてお知らせいただきたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 高齢によります認知症、また知的、精神障害などから判断能力が不十分な方が増加してきているという、これは数字で出ております。また、少子化の影響や親族と疎遠となり、後見を拒否をされ、親族による後見人を選定できないと、こういう方もおりますことから、個人としての職業後見人のほかに法定後見制度といたしまして弁護士会、司法書士会、さらに社会福祉協議会などが会として受け、後見人を務めます法人後見人、また128時間の養成研修を受けて登録をされ、家庭裁判所に推薦された一般市民が務める市民後見人というものがございまして、それらの制度を活用する方々は冒頭申し上げましたような傾向からますますやはりふえていくものというふうに見込まれております。

そこで、赤平市の現状でございますが、実績もございまして、高齢者から地域包括支援センターに相談がございまして、成年後見制度活用に向けた支援制度の実績もございまして、24年度からは65歳以上を対象にした地域支援事業の任意事業というのがございまして、この任意事業、あるいは障害者を対象といたしました地域生活支援事業によります成年後見制度利用支援事業というものがございまして、それぞれ取り組むという予定をいたしております。また、介護施設などに入所されている方々におきましても、現在は後見人を選定する必要のない状況の方でありましても将来の判断能力の低下に備え後見人となってもらいたい人と契約を結んでおきます任意後見制度という制度、この活用につきましても大変効果があるというふうに思っております。法人後見制度はある程度確立しておりますが、今後は一般市民が従事をいたします市民後見制度の活用が図られるよう、なかなか一自治体の対応というのは人の関係がありまして難しいようございまして、近隣自治体と連携をして、共同で市民後見人養成講座を開催しては

どうかということもぜひ検討してまいりたいと考えているところでございます。

後見制度につきましては、まだまだ十分浸透していない面もあるかと思っておりますので、今後も健康教室あるいは広報紙などを活用しながら、広くやはり市民の方々に周知をしてまいりたいというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。赤平市単独でということにならないと思えます。現実には今北海道で1市3町、釧路市、それから本別町、余市町、南富良野町とこの1市3町がもう既に研修を実施しております。今市長さんがおっしゃるように赤平市単独でというのはなかなか難しいとすれば、この近隣の市町とタイアップして、こういった後見人を育てる、育成するプログラムに携わっていただきたいと。これは、そう遠くない将来に私どもの近辺で起き得る話なので、先ほども実績もあるとおっしゃいましたので、ぜひこのことについてもなるべく早く取り組んでいただきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に進みます。大綱2、教育行政執行方針についてお尋ねをいたします。④、学校教育の充実について、ア、小学校社会科副読本についてお尋ねをいたします。赤平市における教育方針の一つとして、子供たちに確かな学力、豊かな心、たくましい体力をはぐくむ学校教育の充実に努めると述べられておりますが、平成24年度に小学校社会科の副読本を改訂し、郷土が持つ文化や歴史を継承するとのことですが、改訂の内容について従来使われてきたものとどの程度違いがあるのか含めてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） お答えいたします。

本市の社会科の副読本でありますけれども、最初に赤平市でこの副読本をつくったのが昭和61年であ

ります。その後、数回の改訂を経て現在に至っているということでもあります。現在使用している社会科の副読本は、平成18年に改訂したものでありますけれども、5年も経過しているということで、この間に社会情勢の大きな変化もありますし、それらに対応するために改訂が必要だということで今回作業を進めることといたしました。

内容については、現代社会の変化、また赤平市内もいろんな面で変動があったここ数年でありますので、最近の世情に合った資料の差し替えや文言の修正を行っています。また、昨年小学校の教育課程が改定されたこともあって、同時にそれらも含めて新しい教科書との整合性を保つよう点検をしているところであります。小学校で科目として社会科が入ってくるのは、小学校の3年生からであります。新教育課程では全国一律の内容となっておりますが、3、4年生というのは郷土学習が主となっておりますので、この郷土学習については今回改訂された副読本を教材として、北海道及び赤平の歴史、さらには赤平においては炭鉱の歴史といったものも織りまぜて、見やすいような内容にするよう心がけて作成しています。また、3、4年生に限らず、今回改訂された副読本については高学年での総合的な学習の時間、これの副読本として、郷土読本としても活用できるように単元構成をしておりますので、体験談、エピソード、あるいは写真等により理解できるように配慮しているということでもあります。

いずれにしても、教科書や副読本があるから、それをそのまま使うのではなくて、教員自身が教科書での学習のねらいや進め方を吟味して、地域の学習ということを具体的に展開できるよう配慮しながら進めていくということも大事でありますので、その点も含めて学校現場を指導していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕ありがとうございます。私も副読本をちょっと見させていただきました。所信表明に述べられているような郷土の文化と

か歴史とかと若干載っていますけれども、もう少し掘り下げて改訂していただきたいという気持ちがあったものですから、今回こういう質問をさせていただきました。赤平の開拓の歴史、炭鉱の歴史はどっちかというのと浅いのです、まだ。だけれども、赤平開拓の歴史というのは明治24年ぐらいから始まっているわけですから、そういう意味では非常に歴史があるわけで、そういう意味含めて赤平市にまだまだ知ってもらいたい部分あると思うのです。そういう意味で掘り下げていただきたいという気持ちからこういう質問をさせていただきました。これで結構でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、イの不登校についてお尋ねをいたします。赤平市内の小中学校で不登校の生徒はいないだろうと、そういう気持ちで思っておりましたら、このたびの教育長の教育行政所信の中に不登校の解消に積極的な生徒指導を通じて対応すると、こう述べられておりました。そこで、私はそういないだろうと思っていたのですが、調べてみたら数人の子供たちがおりました。実は、今年の赤平市内の中学校を卒業した生徒の中に数人の、人数は申しません。数人の長期欠席者が見られました。この長期欠席者は、在学3年間のうちで150日近い欠席をしていると。多分これが不登校者であろうと思っておりますが、彼らが基礎的学力がないまま卒業させること、それが本当に彼らにとっていいことなのかちょっと疑問にも感じております。そのような形で、彼らにどのような指導をしてきたのか、その指導についての経過についてもお話ししたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） 不登校についてでありますけれども、それと不登校生徒の進路にかかわる部分だというふうに思います。議員ご指摘のとおり現在中学校、主として中学校です。中学校において数名の不登校の生徒がいるということは事実であります。多くの場合は、家庭的な問題ということで、親の言ってみれば保護能力等の問題もあって、それらの解消については学校はもちろんですが、青

少年センター、または福祉サイドとも連携をしながら、日々解消に努めているというのが実態であります。なかなか思うような結果が得られていないということもまた事実であります。

不登校による基本的な学力の低下がいわば高校進学後に問題を抱える原因ではないかというふうな議員のご指摘だというふうに思いますけれども、中学校ではこの不登校の解消というのは先ほど申し上げましたようにあらゆる形、手段をとって不登校の解消に努めているわけですが、中身でいきますと家庭訪問等を随時実施して、親との連絡を頻繁にとっているということも事実でありますし、また登校した生徒がその不登校生徒のところに勉強の資料というのを持っていったり、また場合によっては保護者と直接面談をします。私も経験もありますけれども、面談をするというふうなことも行っています。

いわゆる留年の問題ですよね。現行制度でも留年は可能なのですが、言ってみれば法律、法令上、学校教育法の施行規則だとか法律上の制約があるのです。それは、義務教育、15歳を過ぎてしまうと、いわば留年させることが学籍の除籍になってしまうという。ということは卒業できないと、卒業できないまま卒業というふうな形になってしまうという場合もあるわけです。ですから、留年については非常に慎重に学校としては扱っていると。私も経験ありますが、いわば最終的な卒業させるか、させないかというのは校長の判断です。先生方の意見を聞いて、校長が最終的に判断して卒業というふうに持っていくわけですが、そこに持っていくためにはいろんな配慮しなければならないという、そういうこともあって、そして現状あるというふうなことであります。したがって、教育委員会としては、学校に対してこういうふうにしなさいということは、いわば基準みたいなのを示すことできるけれども、実際に生徒を扱っているのは学校現場ですから、だからそういった意味では義務教育の期間中に対してできるだけ子供とかかわりを持って、そして送り出してやるというふうな思いで学校運営をしていただきたいという

ことで教育委員会としては指導はしているということでご理解をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。私も中学校を卒業して150日近い日数を休むということの問題が、当然これはもう学力なんか問題にならないぐらい低いわけです。実質中学3年で90日近い日にちを休んでいると。これはもう学校についていけないわけがない。それを卒業させることにちょっと疑問を感じた部分あったものですから、これもお聞きしました。学校側も現場として努力していることは話聞いております。父兄、保護者との面談もしようとしても面談に応じない親が多いということも聞いています。これは家庭の問題もあるでしょう。しかし、そういうことも含めて、やはりこの子どもたちが将来どうなるのかと。今私の知る限りでは高校に進んだ子が2名ほど退学しております。高校に聞くと、退学、進路変更というのですね。退学したけれども、どうなのですかと聞いたらわかりませんと。何か子供を育てていくというか、何か大人が責任放棄しているような気がしてならなかった。そういう意味ではやっぱり義務教育の中でしっかりと基礎学力をつけて、社会に出してやらなければならないのかなと、そういう思いもしております。いろいろと学校の現場も大変でしょうけれども、ひとつこういうことがないようにぜひみんなで努力していただきたいのと、このように思っております。

次に、ウの教職員の資質についてお尋ねを申し上げます。これについては、昨年の秋に道内において公立小中学校の172校の学校で647人の教職員が架空の研修届を出していたということで、不適切な勤務が公表されました。このようなことは、子供たちや保護者の信頼を損ないかねない大変な所業であると、大変残念なことと思っております。赤平市ではこんなことがないと思っておりますが、教育長としてこのようなことがあったことについての見解をぜひお聞かせいただきたいと、このように思います。

○議長（獅畑輝明君） 教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） お答えいたしますが、昨年2月に行われた会計検査院の实地検査において道内では教職員の不適切な勤務実態が指摘され、その実態解明が進められています。現在も進められています。現在明らかにされた調査の報告では、具体的には職務に専念する義務違反、職務に専念する義務を怠っていた者や教育公務員としての資質を疑うものもあり、教育を預かる者としてはあってはならないという認識でいます。

本市においてですが、本市においては処分を伴うような指摘はありません。校外研修の中で出てきているのは、校外研修権というのはあるわけですが、教特法の22条に基づく校外研修なのですが、これは長期休業中の校外研修権の問題なのですが、校外研修の場所の変更をしていなかったと、変更を報告していなかったと、校長に対して。承認するのは校長ですから。いうことで報告していなかったなどの届け出の不備を指摘されたものが何件あります。教育委員会では、毎年、私が教育長になってから毎年ですけれども、長期休業に入る際に私のほうからも校長、教頭会を通じて職員に対して職務専念義務の履行ということとあわせて長期休業中であっても通常の勤務状態とは変わりませんよと、変わらないのだと。ただ、通常の勤務と違うのは、長期休業中については要するに校外研修権が認められているわけですから、だからそのときには研修計画書、それから終わったら研修報告書、これを校長に提出するという事はしっかりやってほしいということで、言ってみれば教職員には研修を受ける機会を与えなければならないという教特法の22条の条文を受けた中身ですけれども、要するに長期休業中についての研修も同時に奨励をするという取り組みもしています。したがって、管理職に対しては、安易に長期休業中の校外研修を認めるということはあるとはならぬという校長に対しての指導もしています。

この勤務の実態調査をきっかけに、教員に対する市民の目は非常にますます厳しくなっていくのではないかというふうに危惧していますが、教員として

の資質の向上と公務員としての倫理意識を持つと、保つということの指導を行って、言ってみればいささかも市民から誤解を受けるような、そういう勤務はあってはならないということの指導は、これは長期休業中等も含めて教員に対して指導をしているということでご理解をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君） [登壇] ただいま教育長さんから赤平ではこのような事例がなかったということでちょっと安心もいたしております。赤平市の教育は、テーマとして地域に信頼される赤平の教育をつくろうという、こういうテーマで知育、徳育、体育の調和のとれた教育を進めるのだと非常に高邁な理想のもとに進められていると。こういう立派な理想のもとに、いわゆる教育する立場の者が今おっしゃったように倫理に反するようなことがあれば、この教育目標が崩れていくと。こういうこと赤平になっておりません。非常に安心もいたしました。そんなことで、ぜひこれからも赤平の教育の原点としてこれを十分認識しながら、こんなことがないようにしていただきたいと、このように思っております。どうもありがとうございます。

最後になりますが、②の炭鉱資料の管理についてお尋ねをいたします。現在多くの炭鉱資料が旧住友幼稚園に保存、保管をされております。このたびの赤平市学校適正配置計画において前期として平成28年度までに統合されると、そういうふうになっておりますが、今あそこに保存されている炭鉱資料についてはどのように考えているのか。移すにしても相当膨大な量があるわけで、早くこれを検討しておかなければ、なかなかすぐというわけにいかないと思うのですが、これについて考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） 炭鉱資料についてでありますけれども、質問の趣旨は学校の統廃合の中で炭鉱資料館を将来どうするのかというふうな思いにつ

いてのご質問だというふうに思いますが、現在ある炭鉱資料館には住友赤平炭鉱から閉山時に寄贈された膨大な数、種類の採炭用具、機具類、あるいは文化資料などが展示、収納されています。そこで、炭鉱資料館の将来についてですけれども、これはまさに貴重な文化資料でありますし、数多くあるため場所の確保も含めまして赤平市教育委員会としては大変重要な課題であると。これをどうするのかという部分については、重要な課題であるという認識を持っています。しかし、市の財政健全化の中で文化、体育施設など社会教育施設が休廃止されたことや、さらに今進めている小中学校の適正配置計画がいよいよスタートするということによって、平成24年から33年までの10年間で学校統廃合が進められていくと。当然この炭鉱資料館の存続も重なってくるわけでありまして。そういった中で、特に先ほど市長も答弁ありましたけれども、市全体の遊休公共施設等の活用方針というのについては、昨年12月1日付で再編がありました行財政改革推進本部の公共施設改革専門部会において協議されることというふうになっておりますので、今後その部会の中で十分に議論されていくものではないかなと。その中には炭鉱資料館を今後どうするのかというふうな部分も当然入ってくるというふうに思います。いずれにしても、予算、耐震化、場所、時期、人的条件などが伴うこととなりますので、将来的な課題でありますけれども、重要な問題であるというふうに認識をしています。将来条件がそろった場合にどれだけ取り組むことができるかを現在慎重に検討をしていかなければならぬというふうに考えています。

また、現在炭鉱資料館の土地については、ここは住友赤平小学校と同様に借地であります。したがって、これらの借地を、統合の対象校に住友赤平小学校はなっていますから、したがって市長部局とも十分に協議しながら、この跡地について、跡地の活用について、もちろん炭鉱資料館の今後も含めてどうするのか十分に検討をしていきたいというふうに考えていますので、ご理解をお願いをしたいというふ

うに思います。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 この炭鉱資料館、私も昨年見ましたけれども、相当な量があると。あれ住友炭鉱1炭だけの資料だと思うのですけれども、いずれにしても学校の統廃合の中で今借りているところが、置いてあるところが借地であるということを考えれば、やはりあの土地から動かざるを得ないときが来るのかなということで、それも大変大きな予算も絡む話です。ぜひこのことについて市長部局ともご相談の上、結論を出していただきたいというふうに思っています。

以上で私の質問終わりますが、この平成24年の赤平市の運営については、市民がどういう市政を望むのか、その辺の目線と感覚を我々が鋭く研ぎすませて考えなければならない。このたびの市役所の予算編成見ても、第5次総合計画の推進に重点を置いた予算であろうと思っています。これについては、また予算委員会で審議させていただきますけれども、いずれにしても私どもが求める、あるいは市民が求める行政とはどういうことなのかと、こういうことをもう一度原点に立ち返って考えなければならぬかなと、このように思っています。

きょうは市長の市政執行方針並びに教育長の執行方針について質問させていただきました。以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序2、議席番号5番、若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 通告に基づき、民主クラブを代表いたしまして市政執行方針並びに教育行政執行方針について一般質問をいたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

大綱1、市政執行方針について、その1、財政健全化と今後への課題についてであります。①、行政サービスと財政健全化維持について。平成18年度に発生した産炭地基金問題の一括返済に端を発した当市の財政危機は、全国で下位から2番目という状況にまで追い込まれました。しかし、財政健全化計画

遂行による職員の早期退職、賃金の30%削減などに始まり、市税等の負担増や一部施設の休止に伴い市民生活に不自由をかけることともなりましたが、高尾市長の指導のもと行政を初め市民総ぐるみの努力が功を奏し、計画を4年も前倒ししての復興は称賛に値するものと思われます。平成24年度の予算編成は、一般会計や病院会計も含め正常化したと言えると思いますが、健全化計画実施期間中に積み残された事業や復元しなければならない案件もあると思われます。また、今後の万が一に備えて財政調整基金の預金高の確保も図っていかねばならないと思われ、行政サービスとそのバランスをどうとるのか、かじ取りの難しさが問われるところでございます。財政状況が正常化したと言える24年度予算において、負担増となった市税の軽減を復元の第1に挙げられたことは正しいことと思います。そして、引き続き残された市税の復元に努めていただきたいとも願うところでございます。

市政執行方針として5項目の主な施策を掲げられておりますが、福祉、雇用、産業の振興、住環境の整備、少子高齢化対策、病院問題等、また教育問題も含めそれぞれに課題を抱えております。財源が限られた中で、どのような課題を重点として市民要望にこたえていくのか、基本的な考え方と取り組みについてお伺いいたします。

また、苦しみの中からやっと立て直した財政状況を今後どのようにして維持、堅持していくのか、財政調整基金への考え方等についてもあわせてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） お答えをさせていただきます。

近年市町村合併問題、あるいは産炭地基金問題、加えて新たな財政健全化法の対応など、行財政改革を中心とした市政運営に集中せざるを得なかったというのが実情でございまして、市民の皆様にも大変なご苦勞、ご協力を賜ってまいりましたが、先ほど申し上げましたように病院事業会計の不良債務の全

額解消見込みによりまして危機的財政状況を回避することとなります。回避はされますが、しかし引き続き緊張感を持って財政運営に当たってまいらなければなりません、苦勞をともにしてきた市民にとりまして、まちの発展のために一歩前へ踏み出す施策を実現することが私は市民要望にこたえることにつながるものであるというふうに考えております。新年度予算の中におきましても第5次赤平市総合計画の5つの大綱に基づきまして、保健、福祉、産業、教育、住環境、地域づくり等各施策を推進するための予算化を行い、特に産業振興、少子化対策、住環境整備の3つの重点プロジェクトに関しまして中学生以下の医療費無料化や産業振興、人材育成事業を初め財政難によって取り組めなかった幾つかの新たな事業の予算づけも行ったところでございます。限られた予算ではございますが、引き続き市民との対話を大切にしながら、未来を担う子供たち、そして市民が希望を持てるような取り組みを展開してまいりたいと考えております。

また、財政調整基金の考え方でございますが、当市における地方交付税は、一般会計予算の歳入総額の51.3%を占めております。国に対する依存率が非常に高いということは、国の方針によって左右されてまいりますし、近年さまざまな行財政改革に取り組んでまいりました当市にとりましては、新たな改革をするにもやはり時間を要するということが想定されますので、今後のいろんな変化に対応するためにもできる限り財政調整基金を維持することが大変重要であるというふうに考えております。よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 これからも財政健全化を堅持していただけるような、そんな安定した市政の運営をよろしくお伺いしたいと思っております。

続きまして、2つ目ではありますが、イでございますが、人口減少に伴う今後の交付税の見通しについてお尋ねいたします。近年市民は、死亡、または流出

により毎年約350人規模で人口が減少しております。今後の高齢化率を考えると、そう遠くない時期に1万人を切ると思われますし、交付税は4年後から大幅に減少することでありましょう。近隣小規模市町の現状が数年後の当市の現実ではないでしょうか。当市では全体予算の中で交付税比率が50%を超えているわけですが、人口の減少に加え長引く不況から経済事情の悪化が続くと当市の税収入も減少し、交付税への依存比率がさらに高くなっていくと思われます。予算縮小への考え方や国への対応も含め、交付税対策についてこれから先どう対処していくのかお伺いしたいと思います。

それから、交付税の問題ですので、もう一つあわせて質問したいと思います。ウの東日本大震災による交付税への影響についてでございます。3月11日の東日本大震災が発生してからちょうど1年がたちますが、改めて被災者へのお見舞いを申し上げますとともに、国は山積されている諸課題を解決して、一日でも早い被災地の復興を願うところでございます。国会での論戦を踏まえ、国は復興税等の別財源で特別会計を計上、長期復興を図っていくことのようにありますが、平成24年度について、また25年度以降について今後の交付税額に何らかの影響はあると思われませんが、見通しや考え方についてお伺いいたします。

また、平成23年度の交付税額への影響も心配されるわけですが、どのぐらいの金額が見込まれているのでしょうか。いつも今ごろ大体発表されていると思いますが、まだ発表されていないからわからないかもしれませんが、これについても考え方あればお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 最初に、人口減少に伴う今後の交付税の見通しでございますが、人口減少によりまして地方交付税に与える影響は、与えるのは普通交付税のほうでございます。ご承知のように普通交付税の算定につきましては、各算定費目のうち国

勢調査人口によって計算されるものが多くございます。平成22年度の国勢調査人口の減少数1,764人を平成23年度の普通交付税で単純に試算をいたしますと約3億7,000万円の影響額、減るという試算であります。3億7,000万円の影響額となりますが、人口減少に関連する補正係数を加味した実際の影響額、実際の減った額ということですが、約1億7,000万円の減額というふうになっております。この次の国勢調査人口が普通交付税に反映されるのは平成28年度となりますが、その算定方法につきましては現段階で見通すことが困難ですが、人口減少が続く当市といたしましては人口減少等に関連する補正係数を中心とした算定方法について今後もやはり要望していかなければならないというふうを考えているところでございます。また、当面は、国の財政戦略に基づく3年間の中期財政フレームは地方財政計画に関連するものでありますので、やはりこれも注視してまいらなければならないと思いません。

平成24年度につきましては、地方の一般財源総額は平成23年度の水準並みに確保されておりますが、しかしこれを毎年見直すことになっておりますために現実的には3年間の財源を見通すということは、なかなかやはり見通すことに結びつかないというふうになってまいりますが、交付税の確保というのはこれはもう全国の自治体の共通課題でございますので、これも引き続き交付税の確保について市長会等を通じ声は上げてまいらなければならないというふうを考えているところでございます。

それから、ウの東日本大震災による交付税への影響についてでございますが、災害等に関連する特別需要につきましては地方交付税上、特別交付税での対応となってまいります。平成23年度の特別交付税の額が確定していない状況ではございますが、昨年8月に閣議決定しております中期財政フレーム、12月に閣議決定しております平成24年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項などによりまして、東日本大震災の復旧、復興対策にかかわる経費につ

きましては通常収支と切り離した上で、今後3年間の地方の一般財源の総額については平成23年度の地方財政計画の水準を確保するというふうに明記をされておりまして、実際に国も平成23年度に4次にわたり東日本大震災の復旧、復興への予算対応を行っております。このことから東日本大震災による影響につきましては、現段階としてはほとんど発生しないというふうに思われますが、被災地の復興は言うまでもなく長期化するというふうに予想されますので、平成25年度以降どう影響するのか、影響が発生するか否かについては現状なかなか見通せないという状況でございます。

なお、23年度の特別交付税についてでございますが、ご承知のように冬場に入っの雪害等の影響もございまして、3月分の交付決定はそろそろであります。昨年は3月18日に交付決定ありましたが、ことしはそうした雪害もありましたので、少しおくれると、おくれるのではないかとという情報でございます。そこで、23年度の特別交付税の総額としては、東日本大震災以外の自然災害も発生いたしましたために平成22年度の交付額より減額になるというふうに予想はいたしますが、赤平の現行予算かなり厳しく見積もっておりますので、まだ決定はしていませんが、恐らく億単位で予算よりは増額になるというふうに期待はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 　ご丁寧な答弁ありがとうございました。実質交付税が1億7,000万減ということもわかりましたし、それからこれからの考え方についても理解したところでございます。

続きまして、②、第5赤平市総合計画についてお尋ねいたします。ア、計画人口の見直しについてあります。第5次赤平市総合計画は、当市の平成21年から30年までの中期的まちづくりの計画であります。昨年も第5次赤平市総合計画についての質問で、10年後の目標数字は高く設定されており、人口減の推移を想定したとき現実的数字を見きわめ、早急に

修正するべきとの意見をこの場で述べましたが、計画の折り返し地点で見直すとの答弁でございましたので、再度質問させていただきますが、平成22年11月の国勢調査時の人口は1万2,637人、平成17年の国調では1万4,401人ですから5年間で1,764人の減となっております。また、第5次赤平市総合計画においては、計画策定時の平成20年度の人口は1万3,716人であり、平成30年度での人口は1万2,338人となっております。まちづくりの基本は人口でありますので、目標を定めても人口の推移を見きわめ、極端な変化があれば設定のやり直しが必要ではないかと思っております。答弁どおりですと平成25年に見直し、26年からの計画変更となるわけですが、想定人口の見直しをして、時によっては施策を変更する必要性もあるのではないかとと思っておりますが、この計画変更その他についての見直しについて考え方があればお伺いしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） お答えをさせていただきます。

第5次赤平市総合計画策定時点で人口推計の方法としてコーホート要因法と、こういう方法で人口推計を行った結果、平成30年度に1万2,338人の人口、10年間の減少率が25%となったところでございますが、しかし諸施策を推進することによりまして何とかこの25%の減少率を15%に抑えたい、こういう思いから1万1,600人を平成30年度の将来目標人口と定めたところでございます。しかし、平成23年度の推計人口1万2,648人、目標人口1万3,076人に対しまして住民基本台帳人口は1万2,508人となっております。また、推計人口も下回っている状況でございます。また、平成22年度の国勢調査でも前回の平成17年と比較をして12.2%の減少となっておりますが、こうした傾向は空知の旧産炭地域すべてに見られ、いまだに基幹産業を失った影響を受け続けているというふうに言えると思います。

そのため新年度予算の中でも総合計画が示す3つの重点プロジェクトを中心に新規事業も含め予算化

をさせていただいておりますが、人口減少に歯止めをかけるにはこの3つの重点プロジェクトを一体的に推し進めるとともに、高齢者福祉や医療等の充実など安心、安全な暮らしを守り、地域活性化を図るため総体的な取り組みを展開する必要があります、まずは第5次赤平市総合計画の諸施策の実現に全力を尽くすことが最も大事なことでありまして、総合計画の目標人口の見直しにつきましては後期となります平成26年度以降の実施計画策定の際に改めて判断をしてみたいと思います。あくまでも総合計画に示します人口につきましては目標人口ということ、目標でありまして、推計人口ではないということで、努力目標ということでございますので、ぜひご理解をいただいております。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ありがとうございます。昨年と大体同じような答弁でありますので、そういう部分では理解いたしました。

私が聞いている、目標人口と実績の推計人口とで余り隔たりがあり過ぎますとやっぱり計画に狂いが生じてくるのではないかと、そういう心配のもとにこういう質問をさせていただいたわけですけれども、これからも目標人口に向かってそれなりの施策を実施していただきたいと、いただければと願うところでございます。

続きまして、イ、まちづくり基本条例についてお伺いいたします。まちづくり基本条例は、当初は自治体が主導して条例をつくり、それを基本にしてまちづくりをするところが多かったようですが、近年は少子高齢化による行政ニーズの多様化、国、地方の厳しい財政状況、さらにはNPOやボランティアなどさまざまなまちづくりの担い手の出現など地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきていることから、市民と行政が互いに力を合わせる協働のまちづくりが進められ、最近では市民検討委員会が設置され、市長への提言書というスタイルが多くなってきているようでもあります。当市におきましても

駅裏開発や炭鉱遺産問題等、市民の声を聞きながらまちづくりを進めていかなければならない場面も出てくるわけでございますし、市民ぐるみの地域防災活動や訓練、花壇などの植栽、ごみを拾ってきれいなまちづくりのクリーン大作戦、ボランティアによる地域のお年寄りの見守りなど、多種多様な課題の解決のためにも早急に検討委員会を立ち上げるなどして、基本条例制定に向けた取り組みがなされるべきと思いますが、これについてのまちづくり条例についての考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） まちづくり基本条例につきましては、ご承知かと思いますが、平成13年に二セコ町が情報共有と住民参加をまちづくりの2大原則といたしまして全国で初めて制定し、以来全国各地でこの条例化が進められております。この条例の目的は、まちづくりの基本理念や指針を示すもので、各自治体によってその内容は異なりますが、近年の傾向としては市民、議会、行政のおおのの役割や責任、情報共有、そして市民参加等を明示しており、これらはまちづくりの基本となるものでありまして、時の首長によって左右されるものではないとの考えでつくられているようでございます。一方では、地域主権社会の進展や財政問題等を機に、どこでも以前と比較をいたしますとほかに情報共有が進められ、さらにまちづくりに関する市民意識も大きく変化をしている中、当然のことをあえて条例化する必要があるのかといった声も出始め、条例化を見送っている自治体も最近はございます。

私自身は、こういう大事な条例をただつくればいいというふうに思っておりません。制定する場合は、市民の皆さんと十分時間をかけて、十分に議論を尽くす、その過程自体が今後のまちづくりにとって大変大事であるというふうに考えております。近年まちづくり講演会を開催するなど市民のまちづくりに対する意識高揚に努めてまいりましたが、新年度は市民組織を設立した上でしっかりと議論を交わし、その結果としてまちづくり基本条例の是非について

判断をしていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 答弁ありがとうございます。私は、まちづくり条例をつくって、それをベースにしてという考え方でございましたけれども、ただいまの答弁で理解いたしました。まちづくりの条例については、じっくり考えて検討してということでございますので、そういう意味ではまちづくりをするほうが先だと、それにあわせて条例をつくっていく、そんなふうにも聞こえておりますが、そういう意味では私も条例の制定もさることながらまちづくりというところではぜひそういう意味での参加をさせていただきたいと思っております。

次、③、市立赤平総合病院について、ア、財政健全化に伴う今後の課題について2点ほどお伺いいたします。まず、一番大切な医師確保対策についてお伺いいたします。最近札幌医大の麻酔科医師が大量に医局を辞職したとのことでありますが、当市では近隣病院から麻酔科医師の確保ができ、手術には大きく影響しないとのことであるかに聞いております。本当に医師確保あつての病院健全化計画であります。医師確保対策委員会は、平成22年度でその役目は終わりましたが、病院長以下のスタッフにはその精神が今も引き続き生かされていると思っております。長年の活動やベテラン医師による研修医への指導、支援が功を奏し、研修後に当院に残ってくれる医師や、また都会の病院から地元赤平の小規模病院に戻ってくる医師など、長年の苦勞が今実っているような感じがいたします。関係者の努力を含め、当院には医師を育てる素養があると思われます。ご苦勞されているスタッフの皆さんや着任された医師の皆さんには、市民の皆さんとともに感謝するところであります。

このように医師確保には人と人とのきずなやつながりが一番大切なように感じられます。これからは、医局からの医師確保はますますと難しくなると思われますので、各病院間のコミュニケーションや人間

関係を第一とし、人脈を生かしながらの医師確保が最重要かと思われます。現在のところは何とか内科医を中心に医師確保がなされておりますが、研修医を含めた今後の医師確保の見通しについてお伺いいたします。ただいま前段で同僚議員からもこの種の質問がございましたので、重複する部分もあるかと思いますが、私は人間関係を重視した医師確保と、そんな観点から質問しておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 医師確保対策についてでございますが、前者の質問でもお答えをさせていただきましたとおり、かねてからの重要課題でありました内科医の確保につきましては4月から2名の医師を確保することができ、当面の診療体制としては十分対応可能な体制を整えることができたものと思っております。こうした成果につきましては、昨年までの医師確保対策委員会の活動を初め、研修指定病院として多くの研修医の方々に研修を積んでいただく中、当病院の事情や状況を深くご理解をいただき、その上でこのたびの着任を選択していただきましたことは、議員からもおっしゃっていただきましたとおり、地道な活動、そして人と人とのつながりが少しずつ実を結んだ結果であると思っておりますし、大変ありがたく感謝をしているところでございます。さらに、24年度も新たに2名の研修医の方々に着任をいただく見通しとなっておりますので、こうした縁を大切にしながら、改めて長期的な展望に立ち、今後もこの体制を維持していくため引き続き勤務いただく医師の方々の働きやすい環境をできる限り整えてまいりたいと考えております。

また、これも先ほど申し上げましたが、4月から整形外来につきましてはすべての曜日で、非常勤であります。医師の着任をいただけることとなりましたが、やはり入院患者さんへの対応を考えた場合常勤の整形外科医が必要であり、さらに麻酔科医の安定的な確保など市民の皆さんが安心して医療を受けることができる環境を確実に維持できるよう、引

き続き努力をしてまいらなければならないというふうに思っておりますので、今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕ありがとうございました。医師確保につきましては、大変難しい話ではございますけれども、やはり病院健全化の基本でございますので、医師確保対策、万全を尽くして確実にお願いしたいと、このように申し上げておきたいと思っております。

続きまして、次に市民サービスについてお伺いたします。先日親戚の女性のお年寄りが市立病院で3カ月ほどお世話になり、息を引き取りました。先日遺族から電話がかかってきて、看護中も丁寧に扱ってもらった上、遺体を引き取りに行ったとき担当の医師と看護師さんが頭を下げ、丁寧に見送ってくれたとのことで感激しており、十数年前と比較して病院の中が大変改善されたと、このように評価しておりました。このことをまずお伝えしておきたいと思っております。

このたび市立病院の経営健全化計画が実を結びました。しかし、経営改善されたという反面、優秀な看護師や医師がやめてしまうなどして、患者へのサービス低下につながってこないかと心配されるころでもございます。一部の患者さんや家族から不満も聞こえてきますが、できるだけ苦情の出ない接遇について今後どう対処していくのか考え方があればお伺いしたいと思います。健全化計画の実施というのは、数字を求めた極端な合理化の遂行でありますから、各所にひずみができて当たり前ですが、極端なひずみは職員や看護師、患者の精神状態に大きく影響することだと思います。これらへの考え方や対応についてもあわせて伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 財政健全化に関連いたしまして市民サービスのご質問でございますが、経営健全化を推進するに当たりましては、病床数の削減を

初め多くの職員を退職という形で失う結果となりましたことは私にとりましても極めて残念でありまして、私自身の責任も痛感をしているところであります。また、一方で残された職員も大変な苦勞をかけておりますが、やはり市立病院の存続、地域の医療ニーズにこたえていくということはやはり私どもの責任でありまして、退職された職員の思いにこたえるためにも私どもは懸命に努力をしていかなければならないと思っております。

こうした中で、このサービスの低下についてのご懸念でございますが、日ごろより常に患者さん、あるいは家族の立場に立った対応を心がけることは当然のことでございます。接遇の向上に関しましては全職員を対象とする接遇の講習会等を実施しているところでございます。このたびの経営健全化計画の意義は病院を存続させるために策定されたものであり、必要という市民の方々のニーズや要望があってこそ市立病院でありますので、いろいろと課題はございますし、ございましたが、今後とも経営の安定を確保しつつ、当市立赤平総合病院の理念であります市民に愛され、信頼され、選ばれる病院として今後も努力をしてまいらなければならないと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕わかりました。これからも患者さんを中心にした市民サービス、これに徹して、やっぱり市民に愛される病院づくりということでよろしくお願いいたします。

次に、イ、入院病棟の建てかえについてであります。市立病院の病棟建てかえ問題については、消防本庁舎の移転新築の決定により後回しになった感がありますが、これからの本市にとって建てかえは必要であります。市政執行方針の中では、市民の声を聞きながら検討することですが、高齢化していく市民にとって地元の病院はなくてはならない存在でありますし、その病院がいまだに臭い、汚い、そして男女共同のトイレであります。早く改善するために建てかえを急ぐべきと考えております。

また、10年、20年先の人口減に対しての対応として、病棟そのものを介護施設に転用できるような将来的にも利用価値のある建設設計にするべきとも考えます。消防本庁舎建てかえの後は、ぜひ病棟の建てかえを願うところでございます。過疎債適用なども含め、財源が許す限り可能であれば雇用対策も兼ねた大型事業ともなるわけでございますので、これらについての考え方はいろいろと話は伺っておりますが、あえてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 病院の病棟の建てかえについてでございますが、ご承知かと思いますが、現病棟は昭和39年建設であり、間もなく50年を迎えようとしている状況でございます。老朽化が著しく、また入院患者さんにも大変なご不便をおかけしているということはご指摘のとおりでありますし、私も十分そうしたことは認識をしているところでございます。同時に耐震化の問題、さらに年々ふえてまいります修繕費用、さらに原油価格の高騰が続く状況にありまして、病床削減以後極めて非効率な対応を続けざるを得ない状況が続いており、現状のままで解決できない課題が山積していることも事実でございます。一方、経営健全化の状況につきましては、ご承知のとおり平成23年度をもちまして不良債務の全額解消を図る見通しとなり、本年度の決算認定を受け、経営健全化計画完了報告書の提出、これは秋ごろに、大体9月ぐらいになると思っておりますが、この完了報告書の提出をもって健全化を果たしたと、こういう位置づけと私どもはとらえております。

いずれにいたしましても、病棟建てかえの議論につきましては、本年秋の経営健全化計画の完了報告以後におきまして、常に注視をしなければならない診療報酬の動向、また人口や患者数の推移を見きわめた中で経営の見通しを再度慎重に議論を重ね、その上で過去の反省や将来の財政負担をかんがみ、住民懇談会を初め改めて市民の皆様のご意見を伺いながら検討を進めてまいりたいというふうに考えてい

るところでございます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で経営健全化の完了報告以後ということでございませぬけれども、そのときに病棟の建てかえ問題、ぜひ前向きなご努力をお願いしたいと思っております。この辺については要請といたします。

○議長（獅畑輝明君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時07分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 午前中に引き続き質問させていただきます。

④、雇用対策について、ア、公共建設事業の確保についてであります。今まで厳しい財政事情の中で、空知産炭地域総合発展基金の活用も含め公共事業を行ってまいりましたが、旧基金も終了し、余裕の財源もなくなりました。大型事業は、計画どおりに遂行されておりますが、中小零細企業の会社が倒産しないで経営していけるだけの仕事量は不足しているのではと思っております。不況は長引き、空知管内でも倒産する会社が少なからず出ておりますが、市内の中小企業を倒産から守らなければならず、人口維持の観点からも雇用の確保を図らなければなりません。財政健全化計画実施中は、発注工事も抑えてきた経緯がございます。今後の公共建設事業確保への考え方についてお伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 公共建設事業につきましては、地元の経済雇用対策に結びつくということは十分承知をいたしております。本市といたしましては、平成19年度以降に空知産炭地域総合発展基金の基盤整備事業を活用いたしまして、平成23年12月までの時限の間に総額で約8億4,000万円を公共建設事業の財源としてまいりました。ご承知のようにこの基

金につきましては、24年度以降なくなることによりまして起債を増額せざるを得ないわけでございますが、病院事業会計の不良債務を解消した後、今後の財政課題というのは公債費比率、将来負担比率となつてまいりますので、こうした財政指標とのバランスを十分意識をしながら、念頭に置きながら、この公共建設事業を進めてまいらなければならないと思います。そういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、新年度におきましては23年度からの繰り越し事業を含めると一般会計で約6億8,000万円の普通建設事業ということですが、さらにこれは性質別に分類したからこういう数字であります。維持補修費の中にも結構ございまして、維持補修費の工事費としても約1億5,000万円を予算計上しておりますので、かなり幅広く行き渡るのではないかというふうに考えておりますし、限られた財源の中で可能な限り予算編成に努めたということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕雇用確保対策そのものが人口流出に歯どめをかけるということでございますので、今後とも公共事業につきましての特段の配慮をお願いするところでございます。

続きまして、イ、市内企業の育成について。長引く日本経済の低迷の中で、市内各企業におきましては大変厳しい状況下にあると思います。当市の財政事情の悪化した時期は、空知産炭地域総合発展基金に大いに助けられたことでございますが、他市に比べ旧基金と言われる基盤整備事業を上手に使い切ったことは評価されるところでございます。また、今までにも市内企業の育成に大いに貢献した新基金と言われる新産業創造等事業の財源は残すところわずかとなりましたが、これもまた上手に使い切ったのでございます。現在産業フェスティバル実行委員会への補助金や新設された赤平市チャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業補助金、産業振興人財育成事業交付金等がありますが、これらの事業や

財源をどう生かし、市内の企業をどう指導し、育成していくのかお願ひいたします。

また、若い人たちの人材育成のために、そして当市への移住、定住者増を図るために官民一体となった新たな住宅政策や子育て支援を模索するべきと考えております。以前からいろいろな角度より検討されていることではありますが、実施に移さなければ効果は出ないわけでありまして。官民合同のプロジェクトをつくり、早急に取り組みされてはいかがでしょうか。考え方についてお願ひいたします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） お答えを申し上げます。

産業振興策にかかわる新たな施策などにつきましては、既に所管の委員会でも説明をさせておりますし、予算の提案説明あるいは執行方針にも述べておりますが、特に産業振興につきましては市内部に構成しております産業振興プロジェクトチームにおいて協議を重ねているところであります。また、昨年実施をいたしました企業進出意向調査、さらに産企協の会員企業を中心に市内企業からの意見もお聞きをしながら検討してきているところでございます。

そこで、現在の厳しい経済情勢を勘案した中で地場産業、特に技術力が集積している当市の産業をさらに推進していくために何が必要か検討し、また産企協を中心に企業ニーズを調査させていただきましたところ、やはりこれからの企業を支えていく人材育成ということが大変急務であるというご意見も多々いただきましたことから、既に説明をさせていただいておりますが、新年度から企業間の連携、人材育成を目指し、産業振興人財育成事業、さらに新製品開発など地場企業の支援、育成のための赤平市チャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業補助金、こうしたものを新たに創設をするものでございます。また、空知産炭地域総合発展基金の新基金の残高も残りが少なくなつてまいりましたことから、今般条例改正を提案させていただいておりますが、赤平市企業振興促進条例、これにおきまして優遇策の拡充について今回提案をさせていただいているところでござ

います。なお、この企業振興促進条例、特に期限は設けておりません。いずれにいたしましても、このような新たな施策を推進することで地域経済の活性化、雇用確保に努めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

また、移住、定住に関しまして、住宅政策でございますが、いろいろ私どもアンケートを含めてそういう作業も進めておりますが、市外に居住されている方が赤平に勤務した場合、完全に通勤範囲ですので、市内にうちを移すということはアンケートの結果もそういう数字は出てまいりません、余り。ゼロではございませんが、完全に通勤圏内ということはやはり私どもは理解しなければならないのではないかと思います。ただ、新規採用された方、もちろん結婚で世帯持つ方もなると思いますが、そうした新規採用によりまして市内に住居を求めると、こうした企業ニーズはございますので、こうしたことも含めましてこの産業振興、住環境整備、こういう面からさらにこのプロジェクトで検討していかなければならないと思ひますし、あわせて少子化対策、今回も中学生医療費無料化出しておりますし、そのほかの経費負担の軽減もやっておりますが、まさにそれは少子化対策でございますので、この点につきましても引き続き十分検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 理解いたしました。ありがとうございます。

次、⑤、介護保険事業の充実について、ア、介護福祉施設の増床整備についてであります。国民全体の高齢化に伴い、年金、医療、介護と国の福祉予算も年々増額しつつ、私たちの将来も見据えた制度改革に今国会でも議論伯仲しているところでございます。当市におきましても年々高齢化率は高まり、各種施設への入所待機者は多く、平成24年度の予算審議にあるように30床の増床が見込まれ、完成すると市民は大きく安心するところでございます。しかし、反面介護保険料が上がることになるわけで、施設の

恩恵にあずかる人はありがたいと言い、利用していない人たちは保険料が高過ぎるということになるわけでございます。平成24年度は、月額900円の増額が予定されておりますが、財源問題も含め今後の傾向について考え方があればお伺いしたいと思います。

また、広域連合のような考え方が浮上しているような話も聞いておりますが、現実的にはいかがなものでしょうか。これからは団塊世代と言われる人たちの高齢化が進むと各種の介護施設がさらに必要となり、当市としても許認可の関係で増床整備が必要となりますが、将来への取り組み等の考えがあればあわせて伺いたいと思ひます。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの増設につきましては、本年4月からスタートいたします平成24年度から26年度までの3カ年の第5期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画におきまして市内事業者より30床増床し、計画期間内の平成25年度当初から運用を開始する施設整備計画がございまして、運用が開始されますと入所待機者のある程度の解消が図られるものというふうに思っております。介護施設等がふえることは、利用者にとりましては望ましいことではございますが、ご意見のように一方では介護保険料の上昇に影響してまいります。当市では特別養護老人ホームが1床、ベッド1つです、1床ふえることにより65歳以上の第1号被保険者につきましては1床当たり月額約10円保険料が上昇するというようになっております。第5期介護保険事業計画期間内において保険料の上昇を抑えるために介護給付費準備基金と北海道介護保険財政安定化基金の取り崩しなどを行い、保険料の上昇を月額300円抑制をいたしました。しかしサービス利用者が増加していることにより結果として月額900円上昇することになり、サービスを利用していない方々にとりましては負担金が大変大きいのではないかと思います。

こうした中、介護保険制度につきましては、保険料に一律に減免措置を講ずるということは認められ

ておりませんし、また保険料減免による財源不足を補うために一般会計から繰り入れをするということも認められておりません。また、ご質問ございました広域連合についてでございますが、現状の当市の保険料ではまだ全道平均より若干低くなるというふうに見込んでおりますが、他の過疎地域と同様に第1号被保険者が減少していく中でも介護サービス利用者がふえる傾向にあり、それが保険料の上昇の要因となりますことから、いわゆる全道規模での広域連合化というのも一つの私は方策だというふうに思いますが、現状では具体的な議論はまだされていないということでございます。

施設の入所を希望し、待機している方、市内施設の入所を希望しながら、施設にあきがないためやむを得ず市外施設に入所している方、さらに家庭内における介護力も低下しつつありますことから、在宅で暮らしていけず施設入所を希望する高齢者が今後ともふえていくものと思っております。今後におきましても施設増設等の整備は必要とは思いますが、介護保険料の上昇にも大きく影響いたしますことから、保険料負担とのバランスを図りながら施設整備を進めていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕ありがとうございました。そういう福祉の関係については、また別途機会があれば質問したいと思っております。

続きまして、イ、介護従事者の質の維持、向上についてであります。近年日本人の看護師や介護従事者が不足し、東南アジアからの修習生が多くなってきておりますか、彼女たちは国柄がそうなのか、基本的に優しいと言われているようであります。施設でのお年寄りには優しくしてくれるのが一番であります。介護施設における仕事はきつく、その割に賃金は安く、重度の被介護者数の割合がふえると介護量もふえ、ストレスがたまってまいります。ともすると弱者である入所者に八つ当たりすることがあるのかとも思います。最近各種福祉施設において監

視カメラでの摘発により入所者への虐待問題が摘発、クローズアップされておりますが、事故が起きないように、また介護者の質の維持、向上のため常に介護教育が必要かと思われまます。当市の施設における介護教育はどのような形で行われているのかお尋ねいたします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 介護事業に従事する方々は、在宅サービスを行うホームヘルパーや施設介護に従事する介護員などがおり、各事業所におきましては人手不足により人材の確保に大変苦労しているという状況でございます。各事業所におきましては、従事者の介護技術の向上を図るために各種研修会への参加、あるいは事業所内での研修を実施をしておき、またこうした仕事に従事されている方個人におきましても介護福祉士などの資格を取得するため研さんにも取り組んでいるというふうにご考えております。また、市といたしましても地域包括支援センターにおきまして医療と介護の連携と介護技術の向上を図るため、介護従事者や医療ソーシャルワーカーなどを対象として毎月地域ケア会議を実施をいたしまして、情報交換と講師を招いての講演、あるいは実技指導などにより介護従事者の質の維持、向上に努めておりますが、今後におきましてもよりよい介護サービスが提供されるように研修会の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 当市における虐待問題が発生しないよう介護従事者の質の維持、向上につきましてこれからも引き続きお願いするところでございます。

次に、⑥、消防行政についてであります。ア、救急救命士の任務と教育について。一刻を争う人命救助のために大規模病院では救急外来を開設し、北海道でもドクターヘリを3機にふやしました。当市でも市民の高齢化とともに救急車の出動回数がふえ、救急患者の対応に追われることが多くなってきていることだと思っておりますが、生命の安全にいつきを急

がれる急患に付き添われる救急救命士の任務と教育についてお伺いいたします。現在当市の消防署に救急救命士は8名在籍とのことでございますが、救命士の救急技術も年々高度化しており、救命措置も法改正とともに多様化され、救命士の任務の負担が大となってきております。救急患者にはなくてはならない存在であります。しかしたまには救命士の技術的対応や判断ミスによる事故も報道されており、訴訟にまで発展するケースもあるようでありまして、中にはそのことが原因でうつになる人も出てきていることでもあります。市民の命の安心、安全の最先端にいる救急救命士については、救命率向上のため医療技術の研さんも問われます。日常的な訓練や教育はどうなされているのか。ミスに伴う心のケアについてどう対応していくのかお伺いいたします。

なお、今後救命士の採用予定があればあわせてお伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 平成3年の救急救命士法の施行により運用が開始された救急救命士は、救急活動において救命救急士以外の救急隊員では使用することのできない医療器具を使い、傷病者に高度な救命処置等を行うことを任務といたしております。多様化する救急活動事案に対応するため、消防学校救急課程への派遣、医療機関での院内研修、また北海道救急医学会救急隊員部会、さらに中空知救急症例検討会などの研修会に参加するなど、医療技術のため努力はしているところでございます。

また、救急隊員の外傷後ストレス障害の対応につきましては、予防チェックリストを活用し、症状に応じて医療機関を受診させるようにしております。

さらに、救急救命士の体制についてのお尋ねでございますが、現在の人員で対応可能ということでございますので、今後退職など欠員が生じた際にはやはり補充してまいりたいというふうに考えております。

今後におきましても救急救命士の処置範囲の拡大等の対応も含め、さらなる救急救命士の教育に取り

組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 8名で間に合っているということでございますので、わかりました。消防職員の皆さんや、特に救命隊員の皆さんには市民の命がかかっておりますので、今後ともよろしくお伺いいたします。

次、⑦、障害者支援対策について、ア、孤立死対策についてであります。

○議長（獅畑輝明君） 若山さん、団員についてはいいのですか。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ごめんなさい、失礼しました。

イ、消防団員の確保対策についてであります。7月の消防演習、1月の出初め式に参加させていただいておりますが、市民の生命と財産を守る消防職員や消防団員の制服を着たりりしい姿に感動を覚えるところがございます。しかし、参加団員数を見るときに年々減少してきており、見学に行った市民から防災上に心配の声が聞こえてきますし、また高齢化とともに退職される団員を見るときに寂しさを感じるところでございます。当市の適正団員数は110名となっておりますが、この5年間の団員数や年齢構成の動向はどうなっているのでしょうか。団員数の確保は、市内企業の景気動向や経営者の理解度にも左右されるわけでございますが、人口減とともに団員の確保は年々難しくなってくると思います。消防本庁舎の新築移転計画や文京分団詰所の新築も予算案に組み込まれていることでもあり、今後の活気に期待するところでございますが、団員確保及び指導、訓練等も含めた消防体制強化の今後への対策についてお伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 地域防災の担い手でありまして消防団員は、全国的に減少傾向にあり、消防力の低下が懸念されております。本市におきましては、消防団条例の定数110名に対しまして3月1日現在9

9名の消防団員を確保しているところでありますが、過去5年間の団員数につきましては90名台を推移している状況であり、また団員の年齢構成につきましては40歳以上が7割を占め、団員の高齢化が進んでいることに加え、就労形態の変化、過疎化の進展などに伴い若年層が減少したことによる団員数減少は喫緊の課題でございます。現在団員を確保するために各分団長が中心となりまして、管轄区域の住民の方の中から団員として適任な方を団長に推薦し、入団いただいておりますことと、さらに募集ポスターを掲示したり、あるいはチラシの配布、広報紙及びホームページなどを活用した啓蒙活動を展開するなどして団員確保に努めているところでございます。また、就労形態の変化により消防団員に占める被雇用者の割合が高く、消防団活動を遂行する上で事業主の強いご理解が必要なことから、消防団協力事業所表示制度というものを制定をいたしまして、消防団員が活用しやすい環境整備を行っているところでございます。

訓練等につきましては、火災防衛訓練、消防演習、総合防災訓練などの総合的な訓練に加え、年間を通して訓練を実施しております。今後におきましても団員の確保及び消防体制強化により一層努めなければならないと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 団員確保により市民を安心させていただきたいと思えます。

次、⑦、障害者支援対策について、ア、孤立死対策についてであります。札幌市白石区のマンションで40代の姉と知的障害のある妹が孤立死した問題は、生活に行き詰まった人の存在にだれ一人気づけなかったという現実に社会の陰を感じる痛ましい事故でもありました。そのほかにさいたま市で男女3人、東京立川市でも母親と4歳の男児の遺体が発見されるなど、孤立死が全国的な問題になっております。かつて孤立死は高齢者に多かったようですが、現在は障害者や幼い子供など年齢を問わず社会的弱

者が犠牲になっており、その一因として個人情報保護法の影響で過度にプライバシーを重視する社会が弱者救済への手を差し伸べる上で障壁になっていると言われております。札幌の姉妹は赤平出身のようで、札幌に出るまでは滝川市にもいたことがあったとのことであります。赤平や滝川では相談相手があったのに札幌に出てからは一変し、姉は障害者の妹を近所に迷惑をかけるということで外へ出さず、福祉施設への相談も滞るようになったということであります。行政は、ともすると市民が窓口相談に行っても言わないから教えない、聞かなかったから教えなかったというぐあいに親切さに欠けるいわゆるお役所対応が当市でも過去にはございました。現在は職員も減り、窓口教育も徹底し、市民サービスに努めておりますので、このようなことはないと思えますが、弱者への思いやりを込めた対応はいつの時代でも必要であります。

私も障害者の方々とはいろいろ接する機会が多いわけですが、障害を持った子供の親は自分が死んだとき、この子の面倒はだれが見てくれるのだろうかということが一番心配されることであります。身内がいないときは行政だけが頼りで、相談に行ける能力がないと孤立死につながります。町内会でもプライバシーの問題から情報不足となり、今までも活動が低調になると思われます。障害者本人を心配してくれる人たちが周りからだんだん遠のいてまいりますので、これからは行政の役割や責任は大となってまいります。行政だけで消化できないときは、社会福祉協議会等の福祉団体とも連携し、生活資金の貸し付け等も含め柔軟な対応ができる体制づくりも必要かと思えます。また、福祉に携わる人の思いやりが大切で、人の命を救えるのは仕組みではない、人ですという福祉団体関係者の言葉もありますが、人を救える人材の養成も必要ではないでしょうか。孤立死対策として当市における考え方をお伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 本年1月、札幌市白石区の

マンションで40代の無職の姉妹の方の遺体が見つかった問題、あるいは東京立川市やさいたま市で餓死や衰弱死によると見られる遺体が相次いで見つかった事件は、近所づき合いがなく、行政との接点も乏しい生活困窮家庭にどのようにして支援の手を届けるか大変重い課題を突きつけられたものと思います。いずれも大都会の真ん中で孤立し、人知れず命を落としたケースでありましたが、一昨年の高齢者所在不明問題が全国的に相次いだように孤立死を都会だけの問題ととらえてはなりませんし、このような悲劇を繰り返さないためにも地域の見守り活動や支え合う仕組みを考えていかなければなりません。札幌市の事件を受けまして、当市といたしましても2月上旬に療育手帳を所持されている方162名を対象に生活実態調査を実施いたしました結果、施設入所されている方が49名、ケアホームやグループホームで生活されている方が26名でありました。また、在宅で生活されている方は87名で、そのうち何らかの障害福祉サービスを受けられている方が35名でございます。このほか福祉サービスを利用されていない方につきましても養護学校に入学していたり、ご家族と同居しながら生活していると、こうしたことすべて確認をさせていただいたところでございます。

札幌市の事件では区役所窓口の対応や行政と事業者の連携不足が指摘されているところでありますが、このような実態を踏まえ、北海道におきましても生活に困窮された方などの要援護者に関する情報を電気、ガス等の事業者と市町村が共有できる仕組みについて検討を始めたようであります。このような状況を踏まえ、当市におきましても福祉、住宅、水道部局などで情報の共有を図りながら、社会福祉協議会や民生委員さんとの連絡、連携体制を一層強化していかなければならないと思います。

また、窓口対応に当たる職員につきましてもこれまで以上に障害者の方々やご家族の視点に立って、相談を行ってまいりたいと考えております。そして、何よりも大事なことは市民一人一人が地域の一員として声をかけ合い、きずなを結ぶ努力が必要というふ

うに考えております。よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 わかりました。ありがとうございます。

次、イ、法改正による自立支援対策についてであります。このたび法改正が行われまして、4月から実施されます。それに伴いましてこのたびの赤平市第3期障害福祉計画につきましては、施設入所者を地域社会へ移行させる割合が1割から3割に、入所者数の削減を7%から1割へと変更しております。また、入院中の軽度の精神障害者も目標値を定め、地域生活への移行を計画しており、従来と違って急速に障害者が地域に密着することになると思われまます。グループホームやケアホーム等で共同生活する人や、またより軽度の方は戸建ての住宅に住まうことになると思われますが、そのような手続や段取り等はどのようにするのか、お世話になる受け入れ町内会との連携や障害者ゆえに悪質商法にひっかかりやすく、生活困窮になったり、さまざまな問題が生じるなど、その解決も含め課題は大きいと思われまます。常に相談窓口が開いていないと、常に身近に相談者がいないと、いつでも孤立してしまう可能性がございます。また、親子同居の障害者においては、親と同居中はよいわけでありまますが、親の長期の病気や死別した場合などは親離れの免疫がないなど難しい面もございまます。いろいろな課題を抱えての赤平市第3期障害福祉計画のスタートでありまますが、法改正による自立支援体制について行政についてはどう対処するのか、考え方についてお伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 現在国では障害者自立支援法にかわる新たな支援制度の創設に向けまして検討が進められているところでありますが、新法制定までの間において障害者及び障害児の地域生活を支援するために今般関係法律の整備が行われたところでございまます。

制度上の主な改正点といたしましては、利用者負

担や障害者範囲の見直しと相談支援体制の充実並びに障害児支援の強化などが挙げられます。また、障害者自立支援法に基づき策定しております赤平市障害福祉計画につきましても平成24年度から26年度までの新たな計画を策定しなければならないことから、今般の制度改正を踏まえて第3期計画を策定したところでございます。

今回の計画につきましては、第2期計画の点検、見直しを行いながら、議員お話のとおり障害者の自立と社会参加をより一層推進するために各種サービスの目標値を設定しております。施設入所者数の減少や施設内就労から一般就労への移行人数などを示しております。これからの地域社会においては、障害を持った方々が主体性や自立性を持って生活できる環境づくりが求められてまいります。そのためにはご指摘のとおり町内会との連携や相談支援体制が大変重要となっております。赤平市のグループホームやケアホームで共同生活を営まれている方々と町内会とのかかわりにつきましては、町内会の夏祭りやごみ拾いに参加をし、逆に町内の方が施設の行事に参加するなど相互交流が行われております。また、議員ご指摘のとおり現時点での生活に支障はないものの、障害者の親御さんが亡くなられた場合など将来的に不安を抱えているご家庭も多いことと存じますので、こういった方々が安心して地域に密着することができるよう、今回新たに相談支援事業関係者や障害者福祉事業関係者などで構成いたしました赤平市障害者自立支援協議会を設置したところでありまして、今後さらに相談支援業務の研修会への参加とあわせ、相談支援体制の充実強化を図ってまいりたいと思っております。

以上のとおり次年度から第3期赤平市障害福祉計画がスタートいたしますが、市民一人一人が地域社会の中でともに支え合いながら、住みなれた地域で自分らしく暮らせるまちづくりを目指し、障害者福祉施策の推進を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 どうもありがとうございました。

続きまして、⑧、増加する高齢者への支援対策について、ア、独居老人と孤独死対策についてであります。当市の高齢化率がことしの1月で39%になりました。独居老人はさらにふえ、それに伴い孤独死の比率もふえてくるものと思われまいます。現在町内会でも孤独死対策で頭を痛めておりますが、個人情報保護法がネックとなり、町内会でもプライバシーの問題から情報が得られません。独居老人の基本台帳は、町内でも民生委員しか見ることができず、守備範囲には限界があります。人の命にかかわることですので、民生委員と町内会役員が連携をとり、ここの部分は若干情報を開示し、共有してもよいのではと思いますが、いかがでしょうか。

また、独居老人を外に連れ出すことも必要であります。私は、全市的に存在する老人クラブをもっと活性化し、加入者をふやしてコミュニケーションを図り、行事に参加させ、人のつながりをつくるのが大切だと思います。そこからお互いに安否を確かめ合う体制づくりが自然にできるのではないのでしょうか。指導も必要ですし、若干の予算が伴うかもしれません。老人クラブの活用についてもいかがでしょうか。お伺いいたします。考え方があればよろしくお願いたします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） まず、民生児童委員と町内会役員との連携ということでございますが、高齢者の孤独死を防いでいくためには民生委員さんや町内会などの近隣住民の見守り活動が大変効果が大きく、また重要な方法と思っております。民生委員の方々には高齢者の見守り活動や救急医療情報キットの配付により地域の高齢者の実態把握をしていただき、日常の見守り活動へ活用していただいておりますが、町内会に対しましては個人情報保護の面からそれらの情報はなかなかやはりできないというのが現状でございます。今後につきましては、高齢者本人の同意を得るなど、身近な存在である町内会に情報の提

供ができないか検討を進めてまいらなければならないというふうに考えております。

それから、老人クラブ活性化への支援についてということでございますが、老人クラブ連合会が中心となりまして老人クラブの未組織地域への働きかけ、あるいは新規会員の加入促進に取り組んでいるところでありますが、行政といたしましても高齢者を対象といたします健康教室や広報紙などを活用して加入促進への支援を行うとともに、ご承知かと思いますが、老人クラブ運営事業費の補助、また生きがいと健康づくり委託事業の充実などをやっております、こうしたことを引き続き実施をし、老人クラブの行事への参加などが高齢者の孤立化防止の一助となるよう今後も支援してまいりたいと思います。

なお、人口減少が続く本市にありまして高齢者を支え、見守りをする年代の方々が減少している地域もあり、見守り活動を複合的に行っていくことも必要でございます。こうした中、コープさっぽろとの間で高齢者のための地域見守り活動に関する協定を昨年12月に締結し、見守りを行っていただいております。これは、依頼を受けた商品を配達しながら声かけをするという活動でございます。また、平岸地域におきましては、町内会、医療機関、民生委員などが連携をして、地域高齢者の見守り活動に積極的に取り組んでいただいているという事例もございます。今後におきましても地域における見守り活動の充実を図っていくとともに、情報通信技術によるパソコンのテレビ電話複合端末を活用しての見守りを行う方法について、これについてもいろいろ今検討しているところでございまして、導入するということはまだ決めてはおりませんが、いろいろ検討しているところでありまして、今後も孤独死を防ぐために複合的、重層的な見守り活動を行っていくよう一層努めてまいりたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 どうもご丁寧にありがとうございました。

続きまして、イ、冬期間の除排雪対策についてで

あります。ことしは全国的にも降雪量が多く、それに伴い雪の事故も記録的にふえ、空知管内でも多発しております。そして、犠牲者の多くはお年寄りであります。また、雪の重みに耐えかねての空き家の倒壊事故なども起きておりますが、これらへの防災対策も必要であります。本市でも降雪量が3月4日現在11.65メートルと例年より2割ほど多く、雪はねは大変で、特にお年寄りの体には負担の多いいわゆる体にこたえる仕事であります。私の町内では雪の持っていき場所のない中で排雪が2回ありましたし、そのたびに雪山の処理もしていただくなど、ことしの除雪担当者のきめ細かな対応に町内のお年寄りたちから大変感謝されております。本市は、恐らく近隣自治体の中で一番除排雪が進んでいるかに私としては評価しているところでございます。除雪や排雪をまめにすることでお年寄りの負担が軽減され、私は高齢化社会への対応であることとして継続を願っておりますが、予算面にも影響しておりますことから、今後の除排雪対策への考え方についてよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 人口の減少、高齢社会が進む中、防災や緊急搬送などの観点からも冬期間の交通の確保は大変重要であり、計画的な除排雪対策に努めているところでございます。また、今シーズンは特に雪による家屋の崩壊が多発しておりますが、本市におきましては2月23、24日の2日間、消防本部で雪害危険空き家家屋調査を実施をいたしまして、調査対象320棟のうち今まさに倒壊の危険がある家屋が5棟、今後の降雪によっては倒壊などの危険がある家屋12棟などが確認され、それぞれの所有者へ注意喚起を行ったところであります。今後も事故が発生しないよう引き続き調査を実施し、状況の把握に努めているところでございまして、市政報告もさせていただきますましたが、その後また調査を実施をし、少し改善もされてきているようでございます。

また、本市で行っております道路除雪は、全市道の約78%、約125キロメートルを実施をしております。

すが、除雪に対する要望は地域から多くあり、ここ数年でこれまで費用や機械の問題がありまして行えなかった幅員の狭い市道の除雪や今年度からは市所有地の公衆用道路の除雪も実施をしているところでございます。しかし、そのほかにも除雪に関する要望は年々多くなっておりまして、高齢化により困難になったなど住まわれている方から多くの要望のある車道除雪後の門口除雪、入り口、これの除雪、それから市営住宅の通路の除雪、また市内に多数存在する生活道路の除雪などさまざまな対応があり、対応に苦慮しているところでもございます。現在市道の除排雪費用だけでも年間1億数千万円を要しますので、除雪路線の拡大や排雪回数の増加などは財政面から厳しいものと考えておりますが、しかし今後より進んでいく高齢社会への対応として、地域のご協力をいただきまして、空き地の利用による一時堆雪場の確保、また既存の町内会等活動推進事業補助金の拡大による支援の方法など、どのような対策が可能か今後引き続き検討しなければならないと考えております。

また、市で社会福祉協議会に事業を委託をし、自力で除排雪ができず、近隣に家族がいないため除排雪の協力を得られない高齢者宅の屋根の雪おろしや緊急時等の避難口確保のための除雪を行っておりますが、今後ますます高齢化や核家族化が進行していくことが見込まれますことから、高齢者がより利用しやすいサービスとなるよう現在社会福祉協議会との間で除排雪対象範囲の拡大を含めた事業のあり方、仕組みについて見直しを図るために検討を進めているというところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 丁寧なご答弁ありがとうございました。

次、大綱2、教育行政執行方針についてであります。①、学校統廃合のあり方について、ア、地域教育の大切さについてであります。昨年6月に学校教育条件整備審議会により答申がなされ、当市の小中

学校統廃合の方針が決まりました。長年地域では学校とともに歩んでまいりましたが、廃校となった地域には寂しさが残ります。しかし、長年の複式学級が解消され、学習においても団体競技においても子供たちの成長のためにはよかったと思っております。反面スクールバスにての通学になりますので、子供たちにとっても保護者にとっても地域とのつながりが薄くなりますし、今まで子供たちと日常声かけをして接してきた地域の人たちも子供たちとの関係が薄くなってまいります。今まで学校、保護者、町内会の3者で子供たちの人間形成をしてきたスタイルがだんだんと変わってまいります。地域教育の大切さは議会でも何度か取り上げられてまいりましたが、スクールバス通学による子供たちの行動圏が広範囲になる中で、保護者と地域がどのようにして連携をとっていくのか。非行化を防ぐ意味でも、いじめ防止のためにも地域住民の見守りや連携は必要なわけでありまして。また、学校の先生たちも地域密着型ではないためますます地域との連携は薄れてまいります。これからは、防犯など放課後の問題処理は、住宅が学校に隣接している学校長や教頭先生の仕事になるのではないのでしょうか。学校側も子供たちにはだんだん目が届かなくなります。まだまだ課題はいろいろありますが、地域教育の大切さと今後の対応について考え方があればお伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） 学校統廃合と地域教育の大切さについてお答えをいたします。

本市の小中学校の学校適正配置計画は、教育条件整備審議会から本市で進行している少子化の現状から良好な教育環境の確保には一定規模以上の教育が必要であるとの答申を受け、教育委員会として1月の教育委員会で決定し、既に議会のほうにも報告をしているところであります。計画では通学区域が非常に広範になるということで、その利便性を確保するために小学校においてはスクールバスを使用するのが望ましいというふうにしていますが、議員ご指摘のように通学区域が広がり、地域から学校がなく

なるということになれば、地域と子供たちとのつながりというのは極めて希薄になってくるということもまた事実でありますし、避けて通ることができないというふうに思います。このためこれまでどおり育成会等の活動によって積極的に子供たちとのかわりを持つようにしていきたいというふうに考えているところでありますし、また学校では23年度から地域の要望も受けて地域参観日の開催ということもそれぞれの学校で取り組んでいます。そういったことによって、より地域とのつながりを持つように努めているということでもあります。

また、教員の地域とのかかわりという点であります。確かに市内に在住する教職員は管理職を除いて極めて少数の少ない先生方が地域に住んでいるという状況であります。それだけに私常に先生方に言っていることは、赤平の学校に勤めているということは赤平の住民なのだ、そういう意識で教育に当たってもらいたいということを絶えず先生方に言っているわけですが、そういうこともこれからもまた大いに力を入れて先生方に啓蒙していきたいというふうに考えています。

いずれにしても、今後地域に入って統合等に伴う説明会を持つということになります。その中で子供たちへの教育は学校のみで行われるものではないと、今さら申すまでもないわけですが、家庭と、そして地域を含めた社会全体が責任を持って教育に当たらなければならぬということを改めて確認を行いたいというふうに思いますし、議員ご指摘のような危惧、地域とつながりが希薄になるのではないかと、いうふうな部分のそういった危惧を少しでも解消するようにいろんな機会を通じて努めてまいりたいというふうに考えていますので、ご理解をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 丁寧なご答弁ありがとうございました。全くそのとおりだと思っています。また教育問題、別のときにこの場でお話したいと思います。

②、赤平高校への今後の対応について、ア、教育課程の最後まで見守りについてであります。赤平高校については、平成22年度の公立高等学校配置計画で平成25年度募集停止の決定が下され、平成27年に閉校が予定されております。教育長は、また市長は道に延命要請を続けておりますが、年を追うごとに厳しさが増すばかりと思われ。学級も1間口で、全校で3クラスしかなく、男女比率も偏り、クラブ活動もかなりの面で制約されますが、それでも生徒たちは元気で楽しく学校生活を送っております。市からは、教育費として赤平高校振興会に昨年より増額して年間90万円の補助金を拠出してありますが、大変有効に活用され、学校祭や各クラブ活動等の文化、体育振興に、また教育振興では各種技能などの検定や資格取得にも大きく貢献されております。特にことしの市役所の採用に赤高の女子卒業生がただ一人合格したことは、その成果のあらわれかもしれません。非常に明るいニュースであります。

今月この3月をもって赤高最後の募集となるかもしれませんが、新入生を含めた子供たちのこれからの3年間を最後まで責任を持って見守っていただきたいと思っております。今後学校側に学校生活を通し、学力、知力、体力に最後の一人まで責任を持つてのご指導をお願いするところではありますが、双方で進学、就職に最善を尽くしていただき、生徒たちが卒業したときに最後の赤高に入って本当によかったと思われる学校生活を送らせてあげられるようご尽力をお願いするところでございます。行政として、教育委員会として、今後どのような形で子供たちをバックアップできるのか、考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） 赤平高校の今後の対応についてであり、教育課程を最後まで見守っていただきたいというご趣旨のご質問ですが、地元唯一の高校であります赤平高校が平成25年をもって募集停止となるという道教委の決定については、これまで再三にわたって道教委に要請行動をやってきま

したけれども、それらの行為を全く無視した行為で、本当に強い憤りを道教委に対して覚えているところでもあります。市では道教委に対して存続の要望を続けておりますけれども、道内、特に空知管内でこれまでも繰り返されてきた高校の再編を見るにつけ、議員ご指摘のとおりその見通しは大変厳しいものであるというふうに認めざるを得ないところでもあります。それでも、何とか存続したいとの意思を変わず訴えてまいりましたけれども、同時に赤平高校の生徒たちに対してもこれまでと同様に支援していくという決意の裏返しでもあります。

市では、赤平高校に対して教育その他の学校活動を主として負担軽減のために補助を行っておりますけれども、在学中の進路選択のための資格取得の費用だとか、あるいはクラブ活動費、また問題を抱えている生徒へのスクールカウンセラーによる相談費用にも充てられているところでもありますけれども、これらの取り組みはそれなりに周りの人たちから評価をいただいているところでもありますし、それらを聞くにつけ少ない生徒であっても地元にとっては必要な高校なのだという思いも強く持っているところでもあります。何とか存続の期待という気持ちを持ち続けているところでもありますけれども、いかんせん非常に厳しい状況には変わりはないというふうに思います。特に今赤平高校に在籍している生徒、これからまた2年間入ってくる生徒に対しては、何としてもこの3年間有意義な教育活動を展開し、喜びを持って卒業できるように最後まで責任を持って高校生活を全うさせてやりたいというふうに考えているところでもありますし、この気持ちについては議員も同じだというふうに思います。そのためにも引き続き高校に対して変わらず支援をしていきたいと、教育委員会の決意であります。そういった気持ちを持って最後まで赤平高校を見守っていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君） 〔登壇〕 赤高問題につい

ては、本当に今言われるような、そういう形で誠意を持って最後まで対応していただきたいと、このように思います。

予算関係につきましては、予算委員会で論議を深めたいと思いますので、そのときはよろしくお願いたします。

以上、すべての質問を終わります。ご丁寧なご答弁どうもありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時02分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)